

生活安全の確保と 犯罪捜査活動

第 1 章 CHAPTER 1



第1節

犯罪情勢とその対策

1 刑法犯

(1) 刑法犯の認知・検挙状況

刑法犯の認知件数は、平成8年から14年にかけて戦後最多の記録を更新し続け、14年には285万件を突破した。その後、15年から減少に転じ、22年中は158万5,856件と、前年より11万7,188件(6.9%)減少した。しかし、減少傾向にあるとはいえ、120万件前後で推移していた昭和40年代と比較すると依然として高い水準にあることに変わりなく、情勢は依然として厳しい。

刑法犯の検挙件数は、15年から19年にかけて60万件台で推移していたが、20年には50万件台となり、22年中は49万7,356件と、前年より4万7,343件(8.7%)減少した。

刑法犯の検挙人員は、9年以降30万人台で推移しており、13年から16年にかけて増加を続けていたが、17年から減少に転じ、22年中は32万2,620人と、前年より1万268人(3.1%)減少した。

刑法犯の検挙率は、昭和期にはおおむね60%前後の水準であったが、平成に入ってから急激に低下し、13年には19.8%と戦後最低を記録した。その後、14年から上昇傾向となっていたが、22年中は31.4%と、前年より0.6ポイント低下した。

図1-1 刑法犯の認知・検挙状況の推移(昭和21~平成22年)

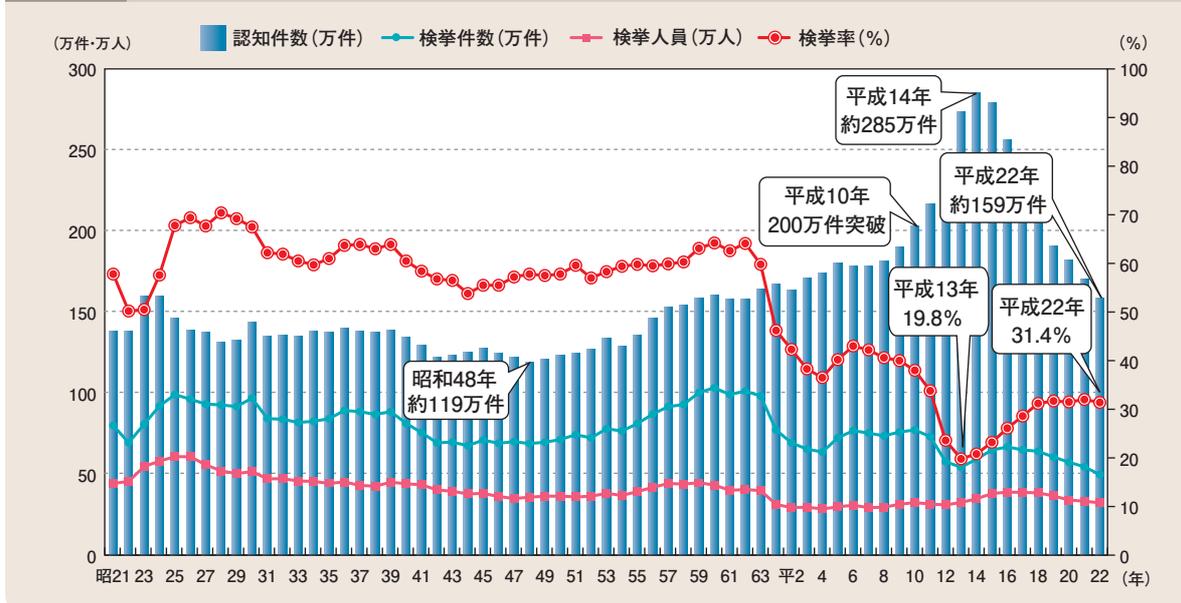


表1-1 刑法犯の認知・検挙状況の推移(平成13~22年)

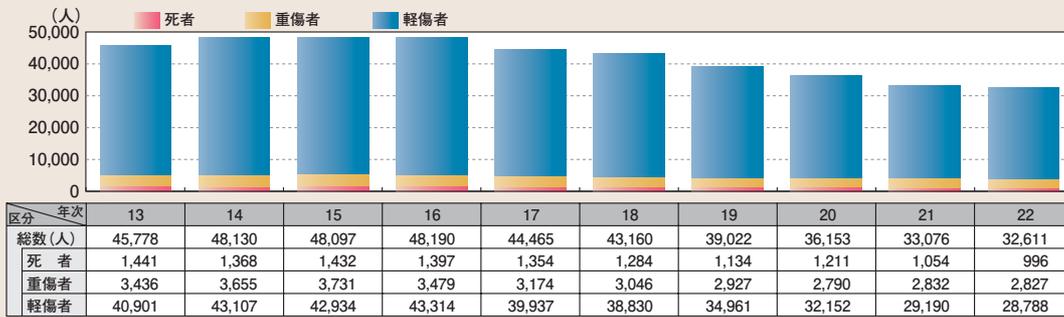
区分	年次	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
認知件数(件)		2,735,612	2,853,739	2,790,136	2,562,767	2,269,293	2,050,850	1,908,836	1,818,023	1,703,044	1,585,856
検挙件数(件)		542,115	592,359	648,319	667,620	649,503	640,657	605,358	573,392	544,699	497,356
検挙人員(人)		325,292	347,558	379,602	389,027	386,955	384,250	365,577	339,752	332,888	322,620
検挙率(%)		19.8	20.8	23.2	26.1	28.6	31.2	31.7	31.5	32.0	31.4

(2) 刑法犯の被害状況

平成22年中の刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数は3万2,611人と、前年より465人(1.4%)減少し、死亡した者の数も996人と、前年より58人(5.5%)減少した。

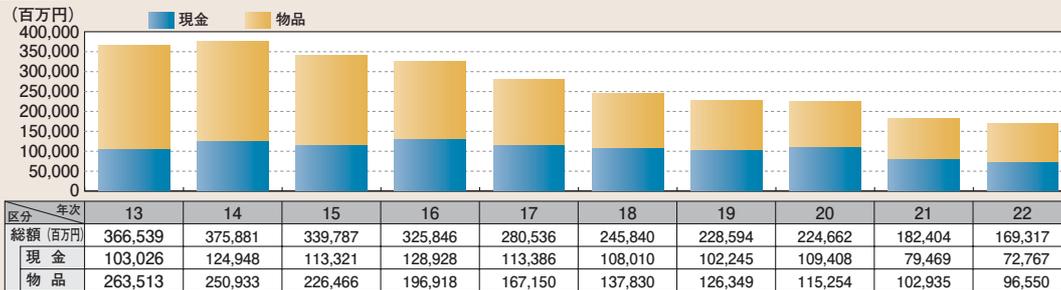
22年中の財産犯の被害額^(注1)は約1,693億1,700万円と、前年より約130億8,700万円(7.2%)減少した。

図1-2 刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数の推移(平成13~22年)



注：重傷者とは、全治1か月以上の傷害を負った者をいう。

図1-3 財産犯の被害額の推移(平成13~22年)

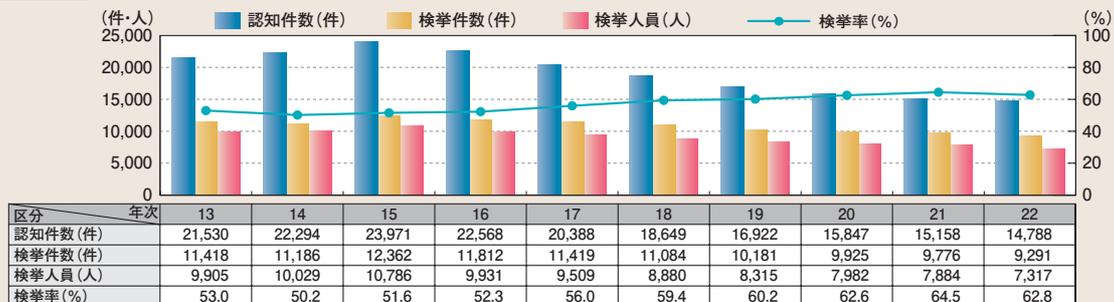


(3) 重要犯罪の認知・検挙状況

重要犯罪^(注2)の認知件数は、平成11年から15年にかけて、強盗と強制わいせつを中心に急激に増加したが、16年から減少に転じ、22年中は1万4,788件と、前年より370件(2.4%)減少した。

重要犯罪の検挙件数及び検挙人員は、平成の初期の頃から増加傾向にあったが、16年から減少に転じ、22年中はいずれも前年より減少した。重要犯罪の検挙率は、11年から14年にかけて急激に低下し、15年以降は上昇を続けていたが、22年中は62.8%と、前年より1.7ポイント低下した。

図1-4 重要犯罪の認知・検挙状況の推移(平成13~22年)



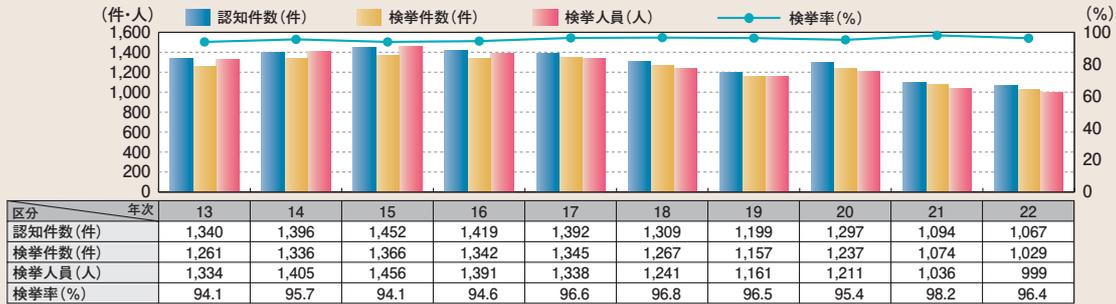
注1：強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領の被害額をいう。

注2：殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつをいう。

① 殺人

殺人の認知件数は、16年以降減少傾向となり、22年中は1,067件と、前年より27件(2.5%)減少し戦後最少となった。また、22年中の検挙件数及び検挙人員も前年より減少した。22年中の検挙率は96.4%と、前年より1.8ポイント低下したが、他の重要犯罪の罪種に比べ高い水準を維持している。

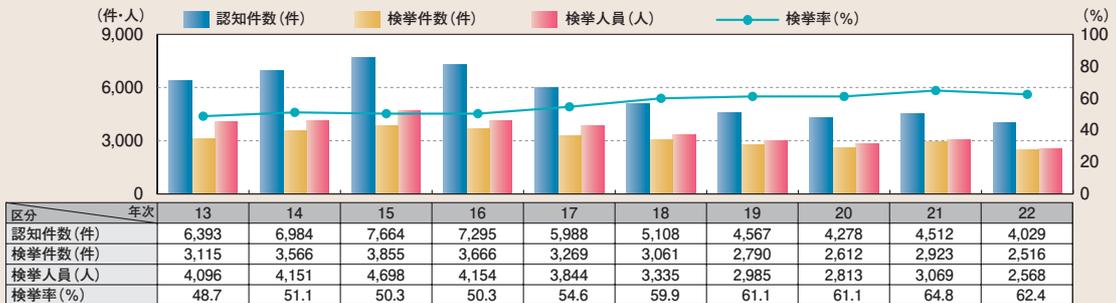
図1-5 殺人の認知・検挙状況の推移(平成13～22年)



② 強盗

強盗の認知件数は、16年以降減少傾向となり、22年中は4,029件と、前年より483件(10.7%)減少した。また、22年中の検挙件数及び検挙人員も前年より減少した。22年中の検挙率は62.4%と、前年より2.4ポイント低下した。

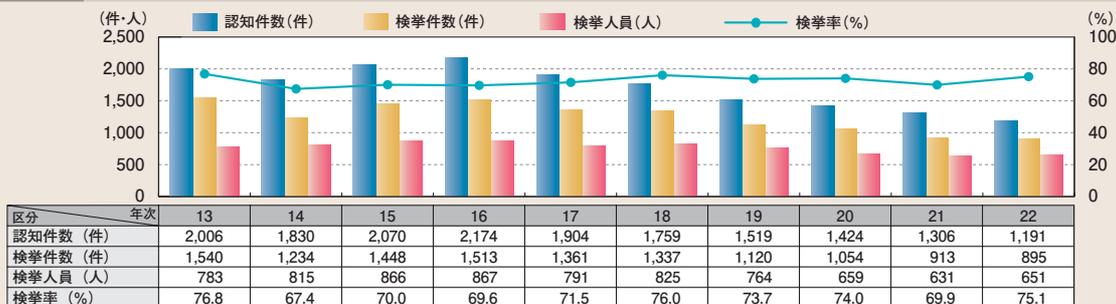
図1-6 強盗の認知・検挙状況の推移(平成13～22年)



③ 放火

放火の認知件数は、17年以降減少を続け、22年中は1,191件と、前年より115件(8.8%)減少した。また、22年中は、検挙件数は前年より減少し、検挙人員は前年より増加した。22年中の検挙率は75.1%と、前年より5.2ポイント上昇した。

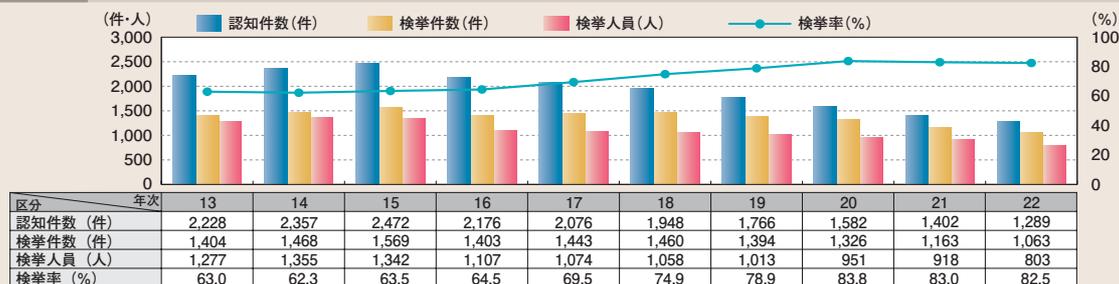
図1-7 放火の認知・検挙状況の推移(平成13～22年)



④ 強姦

強姦の認知件数は、9年から15年にかけて増加傾向にあったが、16年から減少に転じ、22年中は1,289件と、前年より113件(8.1%)減少した。また、22年中の検挙件数及び検挙人員も前年より減少した。22年中の検挙率は82.5%と、前年より0.5ポイント低下した。

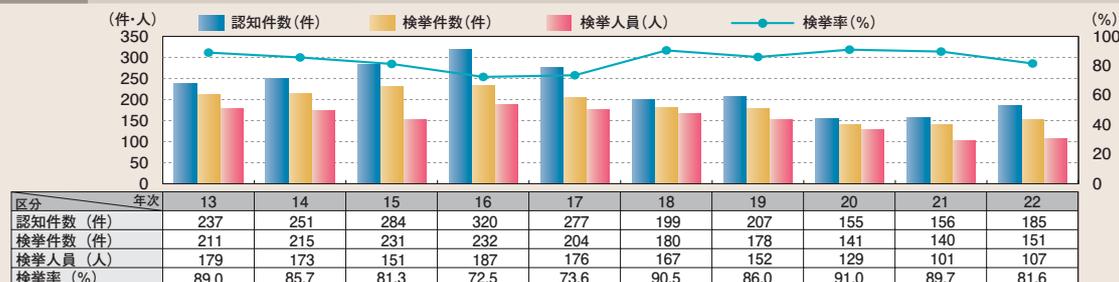
図1-8 強姦の認知・検挙状況の推移(平成13~22年)



⑤ 略取誘拐・人身売買

略取誘拐・人身売買の認知件数は、17年以降増減を繰り返し、22年中は185件と、前年より29件(18.6%)増加した。また、22年中の検挙件数及び検挙人員はいずれも前年より増加した。22年中の検挙率は81.6%と、前年より8.1ポイント低下した。

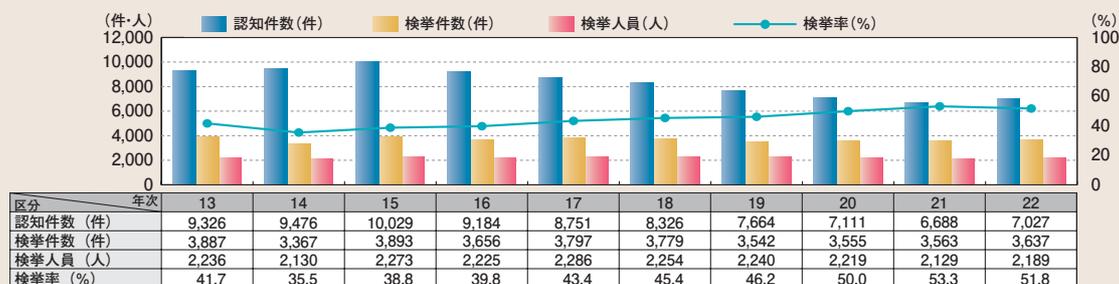
図1-9 略取誘拐・人身売買の認知・検挙状況の推移(平成13~22年)



⑥ 強制わいせつ

強制わいせつの認知件数は、16年以降減少を続けていたが、22年中は7,027件と、前年より339件(5.1%)増加した。また、22年中の検挙件数及び検挙人員はいずれも前年より増加した。検挙率は15年以降上昇を続けていたが、22年中は51.8%と、前年より1.5ポイント低下した。

図1-10 強制わいせつの認知・検挙状況の推移(平成13~22年)



2 街頭犯罪・侵入犯罪

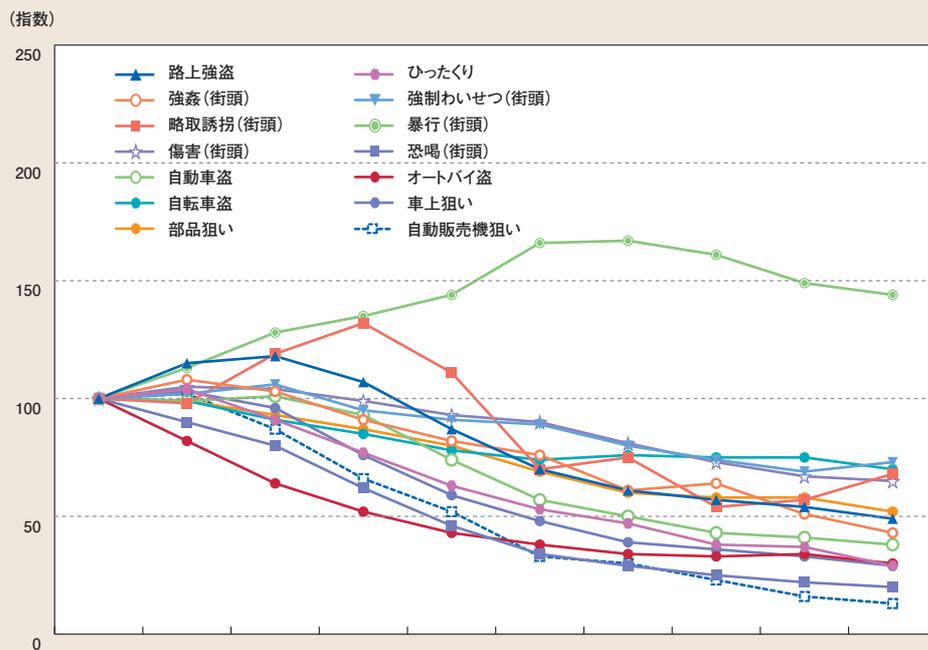
(1) 街頭犯罪・侵入犯罪の情勢

平成22年中の主な街頭犯罪の認知件数は72万9,407件、主な侵入犯罪の認知件数は16万259件と、それぞれ前年より7万1,785件(9.0%)、1万3,984件(8.0%)減少した。

中でも、ひったくり、車上狙い及び自動販売機狙いの認知件数は、いずれも大幅に減少している。

しかし、罪種によっては増加に転じたものもあるなど、街頭犯罪・侵入犯罪を取り巻く情勢は決して予断を許さない状況にある。

図1-11 主な街頭犯罪の認知件数の推移(平成13~22年)

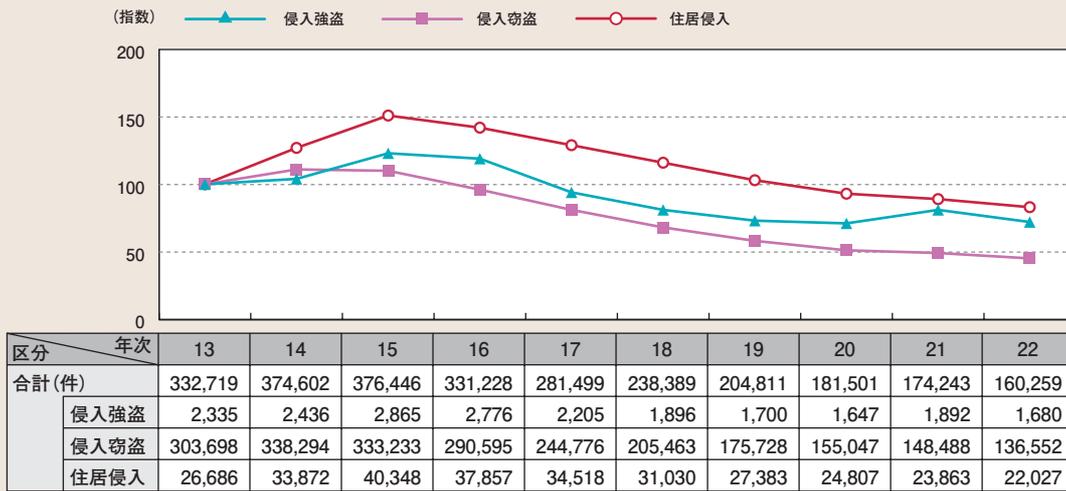


区分	年次	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
合計(件)		1,664,309	1,630,549	1,481,377	1,275,413	1,086,497	943,614	876,346	831,410	801,192	729,407
路上強盗		2,509	2,888	2,955	2,695	2,192	1,759	1,537	1,437	1,366	1,221
ひったくり		50,838	52,919	46,354	39,399	32,017	26,828	23,687	19,145	19,036	14,559
強姦(街頭)		806	869	832	732	663	612	495	513	408	349
強制わいせつ(街頭)		5,786	5,915	6,145	5,510	5,254	5,131	4,640	4,261	3,994	4,245
略取誘拐(街頭)		179	175	213	237	199	126	134	97	102	121
暴行(街頭)		11,352	12,814	14,477	15,319	16,332	18,816	18,993	18,306	16,950	16,358
傷害(街頭)		19,400	20,465	20,098	19,218	17,961	17,373	15,665	14,118	12,964	12,602
恐喝(街頭)		13,856	12,514	11,089	8,534	6,346	4,690	4,042	3,466	3,055	2,836
自動車盗		63,275	62,673	64,223	58,737	46,728	36,058	31,790	27,515	25,815	23,775
オートバイ盗		242,517	198,642	154,979	126,717	104,155	93,294	83,028	80,354	82,116	73,491
自転車盗		521,801	514,120	476,589	444,268	406,104	388,463	395,344	393,462	389,476	367,509
車上狙い		432,140	443,298	414,819	328,921	256,594	205,744	168,129	154,836	143,863	123,512
部品狙い		129,380	128,539	120,726	112,161	103,772	88,739	78,016	75,423	75,361	67,307
自動販売機狙い		170,470	174,718	147,878	112,965	88,180	55,981	50,846	38,477	26,686	21,522

注1：指数は、平成13年を100とした。

注2：街頭とは、道路上、駐車(輪)場、都市公園、空き地、公共交通機関等(地下鉄内、新幹線内、その他の列車内、駅、その他の鉄道施設、航空機、空港、船舶内、海港及びバス内)、その他の交通機関(タクシー内及びその他の自動車内)及びその他の街頭(地下街、地下通路及び高速道路)をいう。

図1-12 主な侵入犯罪の認知件数の推移(平成13~22年)



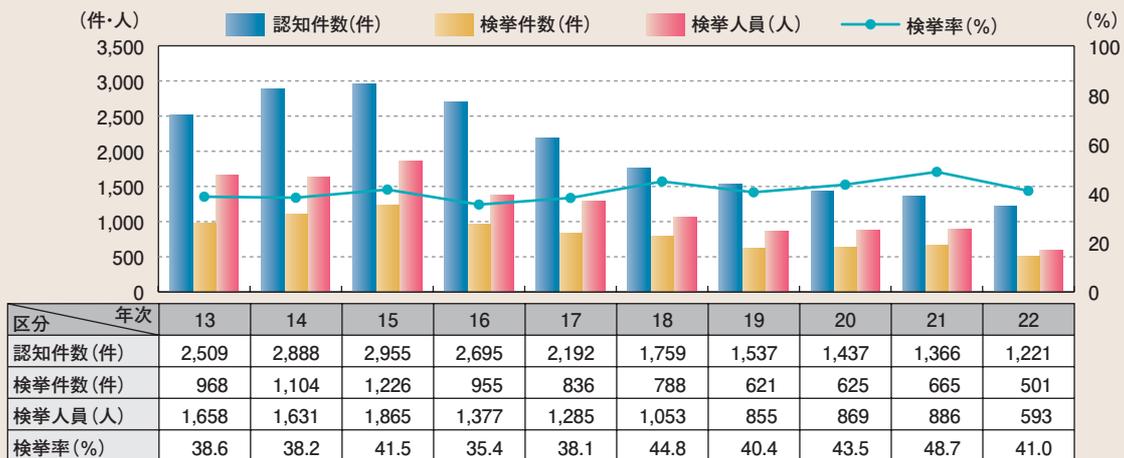
注：指数は、平成13年を100とした。

(2) 主な街頭犯罪の認知・検挙状況

① 路上強盗

路上強盗の認知件数は、平成8年以降増加を続け、15年には7年の4.8倍となったが、16年から減少に転じ、22年中は1,221件と、前年より145件(10.6%)減少した。また、20年から増加に転じた検挙件数及び検挙人員も、22年中の検挙件数は501件、検挙人員は593人と、それぞれ前年より164件(24.7%)、293人(33.1%)減少した。検挙人員の45.5%は少年である。

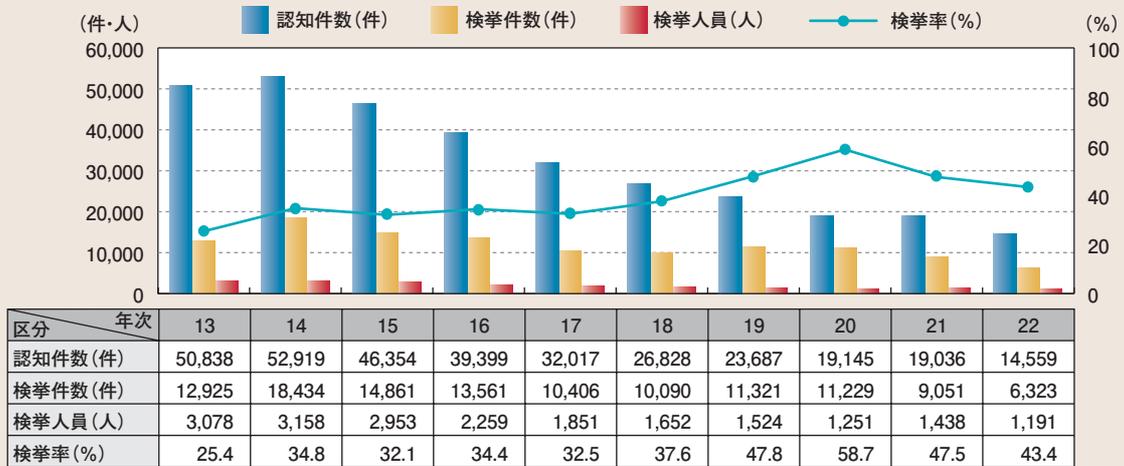
図1-13 路上強盗の認知・検挙状況の推移(平成13~22年)



② ひったくり

ひったくりの認知件数は、3年から14年にかけて増加を続けていたが、15年から減少に転じ、22年中は1万4,559件で前年より4,477件(23.5%)減少した。22年中の検挙件数は6,323件、検挙人員は1,191人と、それぞれ前年より2,728件(30.1%)、247人(17.2%)減少した。検挙人員の47.7%は少年である。

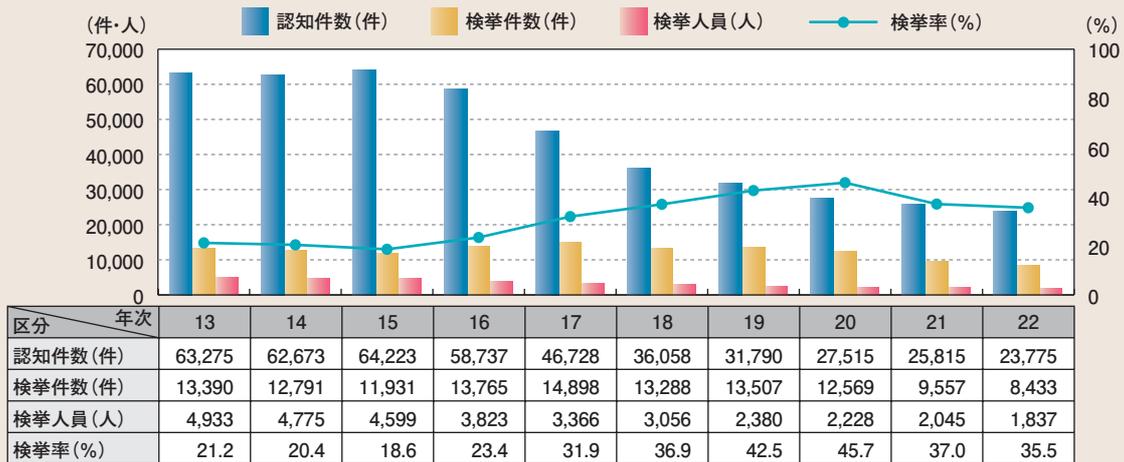
図1-14 ひったくりの認知・検挙状況の推移(平成13～22年)



③ 自動車盗

自動車盗の認知件数は、11年から13年にかけて急増した後、16年から減少に転じ、22年中は2万3,775件と、前年より2,040件(7.9%)減少した。22年中の検挙件数は8,433件、検挙人員は1,837人と、それぞれ前年より1,124件(11.8%)、208人(10.2%)減少した。

図1-15 自動車盗の認知・検挙状況の推移(平成13～22年)



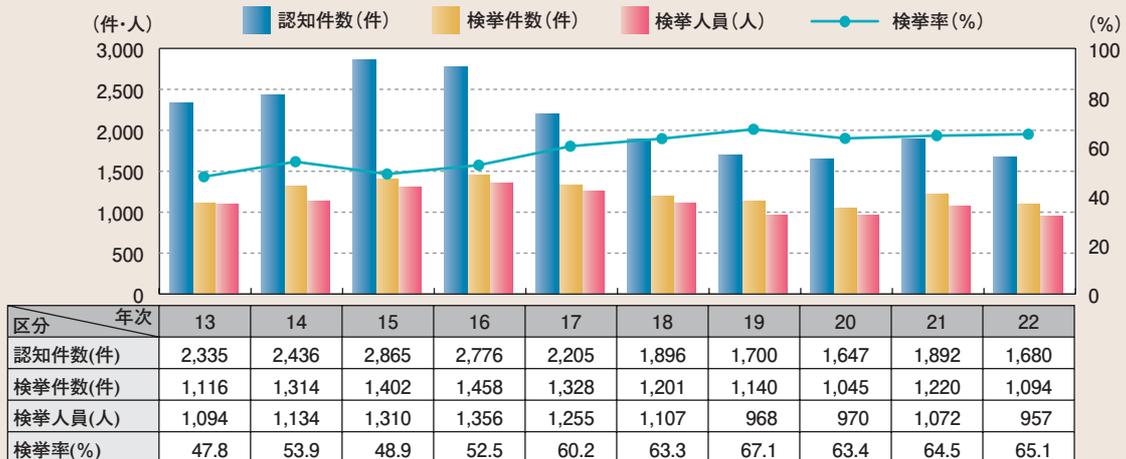
(3) 主な侵入犯罪の認知・検挙状況

① 侵入強盗

侵入強盗の認知件数は、平成10年から15年にかけて急増した後、16年から減少傾向にあり、22年中は1,680件と、前年より212件(11.2%)減少した。検挙件数及び検挙人員は、17年から減少傾向にあり、22年中は検挙件数1,094件、検挙人員957人と、それぞれ前年より126件(10.3%)、115人(10.7%)減少した。

このうち、住宅に侵入して行われた強盗の22年中の認知件数は359件と、前年より17件(4.5%)減少した。

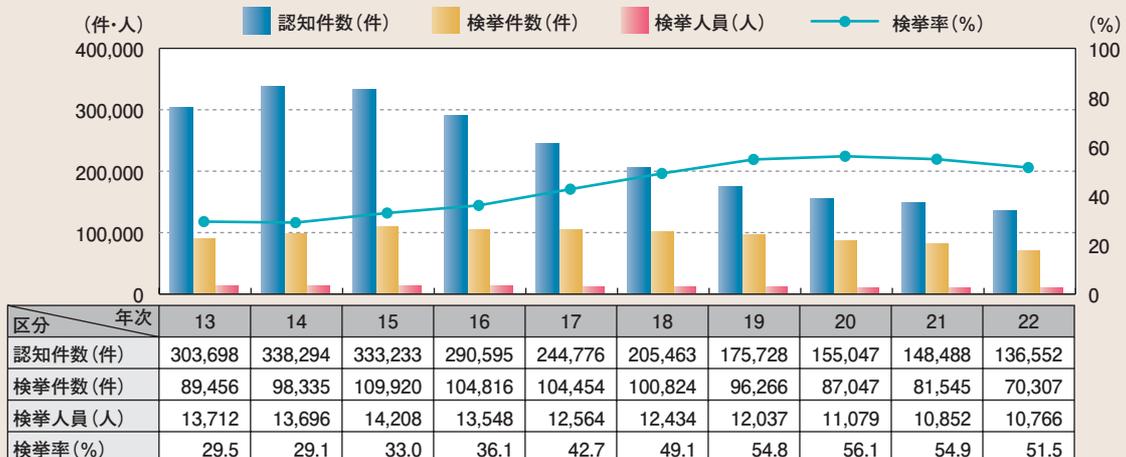
図1-16 侵入強盗の認知・検挙状況の推移(平成13～22年)



② 侵入窃盗

侵入窃盗の認知件数は、10年から14年にかけて増加を続けていたが、15年から減少に転じ、22年中は13万6,552件と、前年より1万1,936件(8.0%)減少した。検挙件数及び検挙人員は、16年以降減少しており、22年中の検挙件数は7万307件、検挙人員は1万766人と、それぞれ前年より1万1,238件(13.8%)、86人(0.8%)減少した。

図1-17 侵入窃盗の認知・検挙状況の推移(平成13～22年)



(4)街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策

刑法犯の認知件数は、平成8年以降急増したが、中でも街頭での強盗やひったくり、住宅等に侵入して行われる窃盗や強盗等の増加が顕著であった。こうした街頭犯罪・侵入犯罪は、平穩であるべき日常生活の場において行われるものであるため、その急増が国民に大きな不安を与えてきた。

このため、警察では、15年1月から、街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策を推進しており、各都道府県警察において、地域の犯罪発生実態に応じ、重点を置くべき地域や犯罪類型を絞った計画を策定し、これに基づく総合対策を実施するとともに、その効果の検証を行っている。

① 犯罪情報分析の実施と活用

警察では、迅速・的確な捜査活動を行うとともに、効果的に犯罪の発生を抑止するため、都道府県警察が独自に構築した犯罪情報分析システムを活用するとともに、警察庁が構築した情報分析支援システム(83頁参照)との複合的な運用を図るなどして、犯罪発生実態を多角的に分析している。

分析結果については、街頭活動に活用しているほか、防犯情報としてウェブサイト等各種媒体を利用して地域住民に提供している。



② 街頭活動の強化

警察では、街頭犯罪・侵入犯罪の抑止対策を効果的に推進するため、犯罪の多発する地域や時間帯に重点を置くなど、犯罪発生実態に即した警戒活動・取締活動を推進している。

③ 秩序違反行為の指導取締りの強化

警察では、街頭犯罪・侵入犯罪を含めた犯罪の発生を抑止する観点から、刃物や侵入器具の携帯、いわゆるピンクビラの貼り付けや街頭で公然と行われる客引き行為等の秩序違反行為について、事案の内容に応じた指導、警告及び検挙を行っている。特に、繁華街、歓楽街、駅、空港ターミナル等においては、警察官によるパトロール等を強化し、刃物や侵入器具の携帯の取締り等、街頭犯罪・侵入犯罪の抑止に資するための先制的な活動を強化している。

図1-18 街頭活動の強化

- 交番・駐在所の地域警察官による街頭パトロールの強化
- 警察本部の自動車警ら隊、機動隊、交通機動隊等を重点地区・時間帯に集中的に投入
- 各部門の警察官を集めた特別の捜査班、平素は執務室で勤務する警察官をも組み入れた特別の警戒部隊を編成するなど体制を強化

表1-2 秩序違反行為の検挙件数・検挙人員の推移(平成18~22年)

区分	年次		18		19		20		21		22	
	件数 (件)	人員 (人)										
特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律	612	362	575	323	520	305	524	306	477	290		
軽犯罪法	15,617	15,838	18,478	18,920	17,851	18,477	18,643	19,417	16,265	17,222		
凶器携帯(第2号)	9,004	8,836	10,322	10,137	8,803	8,663	9,258	9,067	6,056	5,896		
侵入器具携帯(第3号)	324	263	286	239	240	209	220	187	222	176		
窃視(第23号)	440	394	435	401	449	388	413	357	418	357		
追隨等(第28号)	450	434	432	413	382	377	409	380	388	375		
田畑等侵入(第32号)	1,584	1,893	3,391	3,771	4,527	5,019	5,036	5,653	6,002	6,768		
貼り札、標示物除去(第33号)	2,447	2,483	2,005	2,115	1,530	1,627	1,129	1,181	972	1,022		
銃砲刀剣類所持等取締法(第22条及び第22条の4)	4,923	3,795	4,981	4,020	5,141	4,195	5,669	4,677	5,002	4,216		
迷惑防止条例	7,835	7,541	7,699	7,373	7,380	7,127	7,652	7,369	7,952	7,545		

④ 乗物盗対策

警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省及び民間17団体から成る自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチームでは、「自動車盗難等防止行動計画」(14年1月策定、22年1月改定)に基づき、イモビライザ等を備えた盗難防止性能の高い自動車の普及、使用者に対する防犯指導及び広報啓発、盗難自動車の不正輸出防止対策等を推進している。さらに、オートバイ盗の防犯対策として、製造業者に車両の盗難の実態や手口に関する情報を提供し、メインスイッチ部(キー部分)の破壊防止装置やイモビライザ等の盗難防止装置を備えたオートバイの普及を促進している。

⑤ ひったくり対策

ひったくり事件の多発を受け、警察では、その発生状況や手口を分析して、ひったくりの被害防止に効果のあるかばんの携行方法や通行方法等について指導啓発を行うほか、防犯協会等と協力して、自転車の前かごに取り付けるひったくり防止カバー等の普及を促進している。

⑥ 侵入犯罪対策

侵入犯罪を抑止するため、15年9月に施行された特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に基づき、正当な理由によらない特殊開錠用具等の所持等の取締りを強化している(前頁表1-2参照)。また、警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体から成る「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」では、16年4月から、侵入までに5分以上の時間を要するなど一定の防犯性能があると評価した建物部品(CP部品)を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表するなどして、CP部品の普及に努めている。23年4月末現在で17種類3,162品目が目録に掲載されている。さらに、警察庁のウェブサイトに「住まいる防犯110番」(<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/index.html>)を開発し、総合的な侵入犯罪対策の広報を推進している。

⑦ 店舗対象の強盗対策

コンビニエンスストアや金融機関等を対象とした強盗事件の発生は依然高い水準にある。警察では、防犯体制、店舗等の構造、防犯設備等に関して基準を定め、各店舗・団体等に対し指導を行うとともに、警察官の巡回や機会を捉えた防犯訓練を実施している。



自動車盗難防止の広報ポスター



CPマーク
CP部品だけが表示できる共通標準
でCrime Prevention(防犯)の頭
文字を図案化したもの



住まいる防犯110番



コンビニエンスストアにおける模擬強盗訓練

3 振り込め詐欺

(1) 振り込め詐欺の現状

振り込め詐欺とは、オレオレ詐欺^(注1)、架空請求詐欺^(注2)、融資保証金詐欺^(注3)及び還付金等詐欺^(注4)の総称であり、架空・他人名義の携帯電話や預貯金口座等を利用し、不特定多数の者から現金をだまし取る犯罪(現金を脅し取る恐喝も含む。)である。

平成22年中の振り込め詐欺の認知件数は6,637件、被害総額は約82億円と、いずれも前年より減少した。しかしながら、類型別にみると、22年中のオレオレ詐欺の認知件数は4,418件と、前年より1,361件(44.5%)増加した。また、警察官等を装ってキャッシュカードを直接受け取る手口のオレオレ詐欺に係るATMからの引出(窃取)額は約19億円であり、これを加えた振り込め詐欺の実質的な被害総額は100億円を超えている。

また、22年中の検挙件数は5,189件、検挙人員は686人と、いずれも前年より減少した。

図1-19 振り込め詐欺の認知件数・被害総額の推移(平成16~22年)

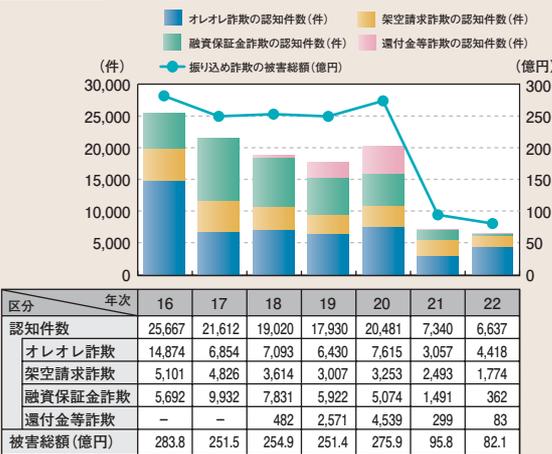
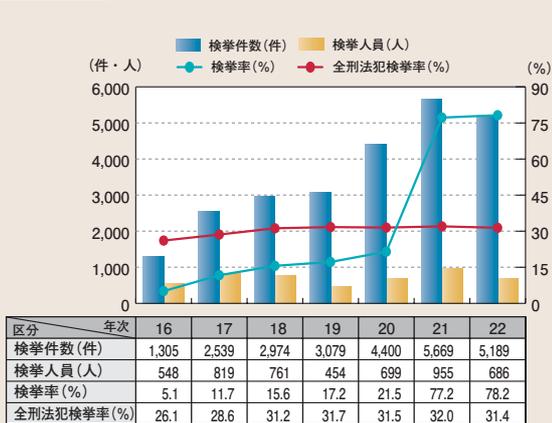


図1-20 振り込め詐欺の検挙状況の推移(平成16~22年)



(2) 振り込め詐欺を撲滅するための取組

振り込め詐欺の被害は、平成21年に大幅に減少し、22年も全体的には減少しているが、オレオレ詐欺の認知件数が増加に転じるなど、依然として厳しい状況にあることから、振り込め詐欺を撲滅するため、引き続き諸対策を推進している。

① 警察の総力を挙げた取締活動の推進

都道府県警察では、現に犯行を繰り返すオレオレ詐欺グループに重点を指向し、部門横断的な集中取締体制の構築等により、検挙の徹底を図っている。また、警察庁では、集約した情報を都道府県警察に還元し、戦略的な取締活動を推進するとともに、都道府県警察間の合同・共同捜査を積極的に推進している。

また、架空・他人名義の携帯電話や預貯金口座等が振り込め詐欺に利用されていることから、これらの流通を遮断し、犯行グループの手に渡らないようにするため、預貯金口座を売買するな

注1：親族を装うなどして電話をかけ、会社における横領金の補填金等の様々な名目で現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、動転した被害者に指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

注2：架空の事実を口実に品金を請求する文書を送付して、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

注3：融資を受けるための保証金の名目で、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

注4：市区町村の職員等を装い、医療費の還付等に必要な手続を装って現金自動預払機(ATM)を操作させて口座間送金により振り込ませる手口による電子計算機使用詐欺(平成18年6月に初めて認知された。)

どの振り込め詐欺を助長する行為についても、関係法令を駆使して取締りに当たっている。

② 外国治安機関との連携の強化

オレオレ詐欺については、外国に渡航した日本人が同国内の犯行拠点から日本国内の被害者に電話をかけているケースがあることから、外国治安機関と緊密な連携を図っている。

③ 国民から寄せられた情報による先制的抑止措置の推進

警察では、110番通報のほか、警察相談専用電話(全国统一電話番号「#(シャープ)9110」)及び専用メールアドレス等様々な窓口を通じて、振り込め詐欺に関する相談や情報を幅広く受け付けている。また、国民から寄せられた情報を活用し、警察官による警告電話の実施、事業者に対する犯行に利用された携帯電話の契約者確認の求め、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等による犯行ツールの無力化等を実施するほか、「だまされた振り作戦^(注1)」による犯人の検挙を推進している。

④ 官民一体となった予防活動の推進

ア 広報啓発活動の推進

振り込め詐欺の被害を防止するためには、国民の犯罪に対する「抵抗力^(注2)」を高めていくことが重要である。このため、警察では、防犯教室や巡回連絡等の機会や、テレビ等マスコミを通じて、その手口や被害に遭わないための注意点等の情報を積極的に国民に対して提供しているほか、緊急雇用創出事業の活用や防犯ボランティア団体の協力により、高齢者宅へ電話をかけたり、戸別訪問をしたりして注意喚起するなど、高齢者等に対する直接的・個別的な働き掛けを推進している。

イ 関係機関・団体等との連携

振り込め詐欺の被害金の多くがATMや金融機関窓口を利用して送金されていることから、金融機関の職員等による利用者への声掛けは、被害防止のために極めて重要である。このため、警察は、金融機関、コンビニエンスストア等に対し、振り込め詐欺が疑われる場合の利用者への声掛けや警察への通報を積極的に行うよう求めている。このように、振り込め詐欺の被害を抑止するためには、関係機関・団体等との連携が必要不可欠であることから、「振り込め詐欺の撲滅に向けた全国官民連絡会議」を開催するなどして、官民一体となった予防活動を推進している。



広報啓発ポスター

コラム ① コールセンターを利用した振り込め詐欺被害防止対策

警察では、振り込め詐欺の主な被害者層である高齢者に対する被害防止対策の一環として、コールセンターを設置し、高齢者宅に電話をかけるなどして注意喚起を図っている。

神奈川県警察においては、電話を数回かけても通話中であった高齢者宅に急行したところ、キャッシュカードをだまし取るため訪問していた被疑者を発見し、検挙した。



高齢者宅に電話をかけている状況

注1：振り込め詐欺の電話等を受け、振り込め詐欺であると見破った場合に、だまされた振りをしつつ、犯人が利用する携帯電話や預貯金口座等に関する情報を聞き出すことにより、契約者確認の求めや口座凍結依頼を活用して犯行ツールの無力化を図るほか、犯人に現金等を手渡しする約束をした上で警察へ通報してもらい、被害者宅等の約束した場所に現れた犯人を検挙するものであり、国民の積極的かつ自発的な協力に基づく取組である。

注2：国民の犯罪に対する認識度や被害に遭わないための注意力にとどまらず、国民自らが、被害防止に向けた取組に積極的に参画するなどにより、犯罪を社会から排除していく力のこと

4 構造的な不正事案

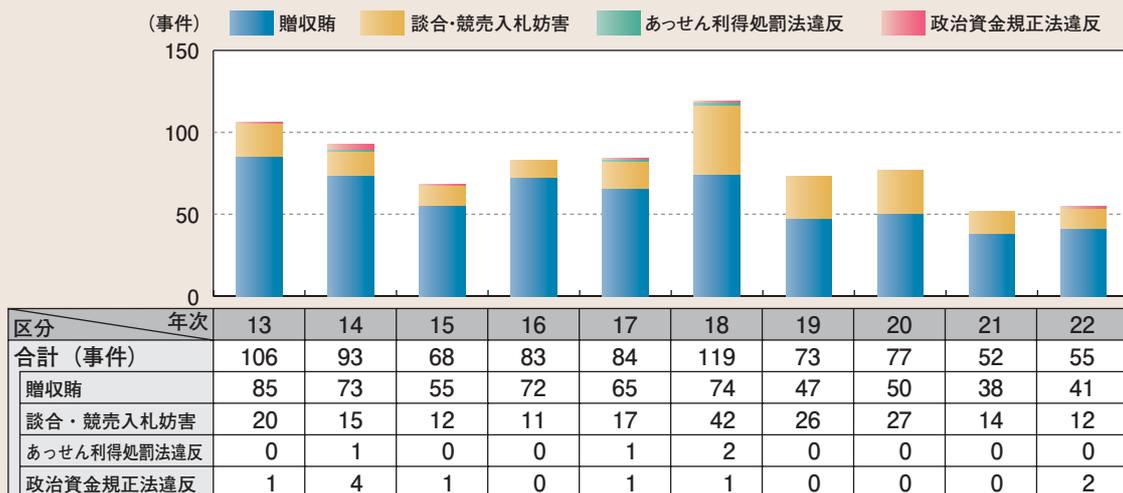
(1) 政治・行政をめぐる不正事案

国や地方公共団体の幹部や職員等による贈収賄事件、競売入札妨害事件、買収等の公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる不正が相次いで表面化している。

警察では、不正の実態に応じて様々な刑罰法令を適用するなどして、事案の解明を進めている。

第22回参議院議員通常選挙(平成22年7月11日施行)における選挙期日後90日現在(22年10月9日現在)の公職選挙法違反の検挙件数は220件、検挙人員は339人(うち逮捕者70人)と、前回の第21回参議院議員通常選挙期日後90日の時点に比べ、検挙件数が64件(41.0%)、検挙人員が102人(43.0%)、逮捕人員が15人(27.3%)増加した。

図1-21 政治・行政をめぐる不正事案の検挙事件数の推移(平成13~22年)



注1: 公職選挙法違反事件を除く。

注2: 同一の被疑者で同種の余罪がある場合でも、一つの事件として計上した統計

事例①

Case

元福岡県副知事(67)は、19年8月頃、福岡県町村会会長らから、福岡県後期高齢者医療広域連合の議員定数及び事務局経費に関する各市町村の負担方法の決定につき、有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼等の趣旨で、現金100万円を收受した。22年2月、同元副知事を収賄罪で逮捕した(福岡)。

事例②

Case

特許庁職員(45)は、17年8月頃から21年11月頃にかけて、前後66回にわたり、データ通信システム開発等事業者の部長らから、新事務処理システムの開発に関する情報を提供するなど有利かつ便宜な取り計らいを受けたことの謝礼等の趣旨で、タクシー乗車の利益(料金合計約256万円相当)を受けた。22年6月、同職員を収賄罪で逮捕した(警視庁)。

事例③

Case

第22回参議院議員通常選挙における候補者で落選した者(65)らは、共謀の上、22年6月下旬頃、選挙運動員7人に対し、選挙人に電話をかけて投票依頼する選挙運動をしたことの報酬として、1人当たり給与等に相当する金額を供与する約束をした。同年7月、同候補者ら2人を公職選挙法違反(買収)で逮捕した(警視庁)。

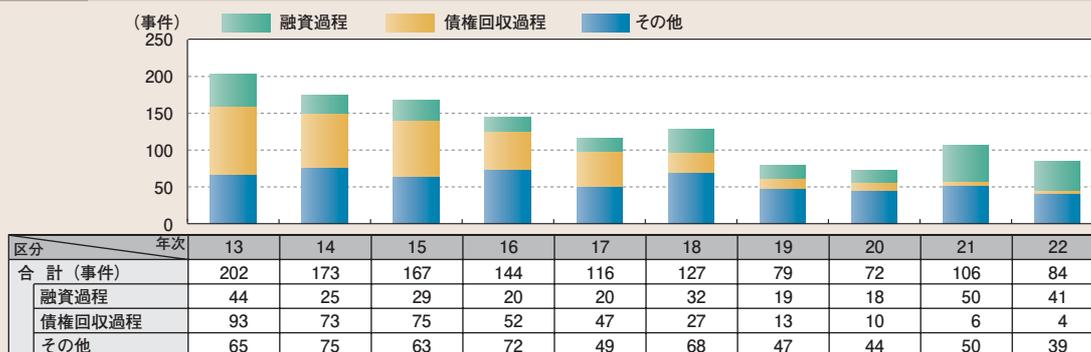
(2) 経済をめぐる不正事案

最近の悪化した経済状況を背景として、金融機関からの各種融資をめぐる詐欺事犯、証券市場を舞台とした証券の発行や取引に関連した事犯のほか、役職員らによる不正等企業の内部統制の不備に起因する事犯が後を絶たない状況にある。また、生活保護費や年金等の社会保障制度を悪用した事犯や国の補助金等の不正受給事犯も相次いで発生している。

警察では、これら金融・不良債権関連事犯、証券取引事犯、企業の経営等に係る違法事犯、その他国民の経済活動の健全性又は信頼性に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪の取締りを推進している。

また、このような犯罪の捜査では、対象となる企業等の財務実態の解明が不可欠であるとともに、年々、犯行手口が巧妙化していることから、都道府県警察において、公認会計士や税理士等の専門的な知識を有する者を財務捜査官として採用し、その高度な技能を活用して、事案の早期解明を図っている。

図1-22 金融・不良債権関連事犯の検挙事件数の推移(平成13～22年)



事例 ①

Case

情報システム開発会社役員(44)らは、同社が発行した新株予約権について、その行使に係る払込みを偽装して新株を発行しようと企て、平成20年7月頃、総額8億8,800万円の払込みを偽装した上、一般投資家等に向けて、適法な資金調達がなされた旨の虚偽の事実を公表するとともに、同年8月頃、偽装払込金を含めた虚偽の資本金変更登記を行った。22年3月、6人を金融商品取引法違反(偽計)及び電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で逮捕した(警視庁)。

事例 ②

Case

元大手商工ローンA社役員(62)らは、同社が裁判所による民事再生手続開始の決定を受けたことから、資産隠しにより同社の債権者を害し、自己及び自己が実質的に支配するB社の利益を図る目的で、20年12月頃、A社が保有する簿価合計約418億円の不動産担保貸付債権をB社に無償で譲渡してA社の財産を債権者の不利益に処分し、同社に財産上の損害を加えたほか、同債権譲渡に関して虚偽の登記を行った。22年6月、3人を民事再生法違反(詐欺再生)及び電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪等で逮捕した(警視庁)。

事例 ③

Case

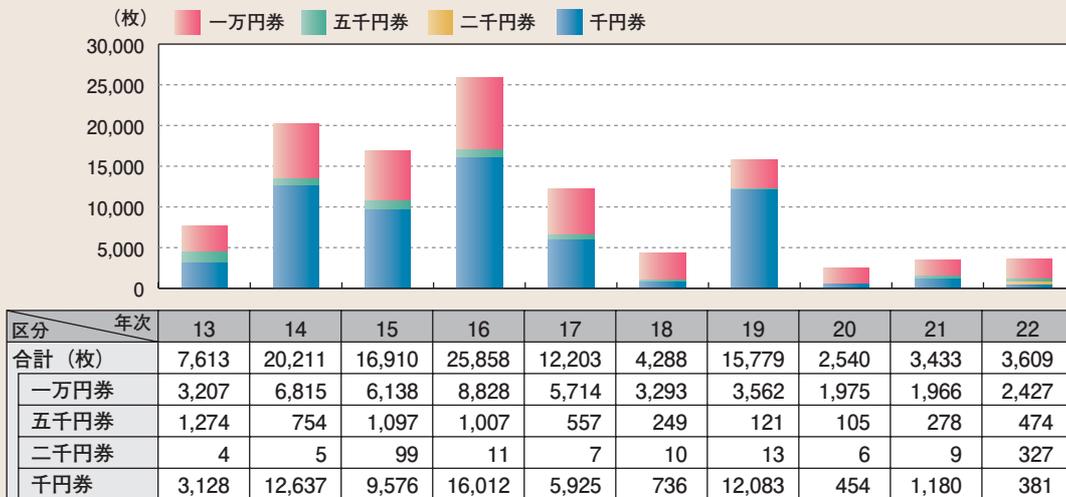
団体役員(64)らは、就職安定資金融資制度を悪用して金員をだまし取ろうと企て、21年5月頃から22年1月頃にかけて、内容虚偽の離職・住居喪失証明書等を作成し、公共職業安定所に提出し就職安定資金融資対象者証明書の交付を受けた上、金融機関に同証明書とともに融資申請書類等を提出するなどして融資を申込み、住宅入居初期費用等として約2,000万円をだまし取った。22年7月までに、24人を詐欺罪等で逮捕した(大分)。

5 通貨偽造犯罪

(1) 発見状況

過去10年間の偽造日本銀行券の発見枚数^(注)の推移は次のとおりであり、平成22年中は、前年より増加した。

図1-23 偽造日本銀行券の発見枚数の推移(平成13~22年)



(2) 特徴的傾向と対策

最近の偽造日本銀行券の中には、対面行使が可能であるほど外観が本物らしいものが発見されている。これは、高性能のコンピュータ、スキャナ、プリンタ等が一般に普及し、精巧な偽造を容易に行えるようになったためと考えられる。

警察庁では、財務省、日本銀行等と連携して、ポスターやウェブサイト上で偽造日本銀行券が行使された事例や偽造通貨を見破る方法を紹介するなどして、国民の注意を喚起している。また、コンピュータ関連機器、自動販売機等の製造業者団体に情報を提供し、通貨偽造や偽造通貨行使を防ぐシステムの開発等の通貨偽造犯罪対策の強化を要請するなどしている。

事例 Case

印刷業の男(50)らは、平成22年3月頃、福岡県内の印刷店において、パソコン及びカラー印刷機等を使用して一万円券約80枚を偽造した上、同月頃、岡山県内の個人商店等で物品の購入代金として手渡し、行使した。同年7月までに、偽造通貨行使罪で3人、通貨偽造罪で1人を逮捕した(岡山)。



通貨偽造・同行使事件で押収した偽造日本銀行券

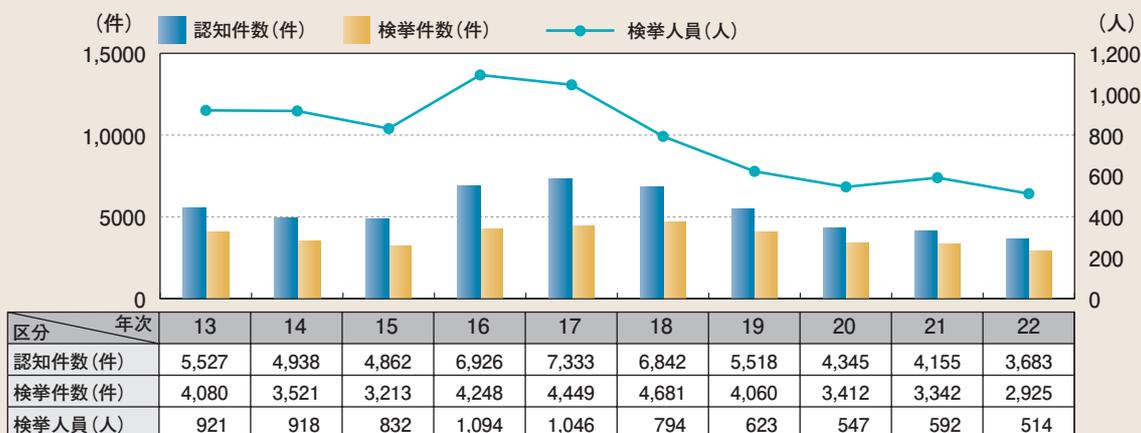
注：届出等により警察が押収した枚数

6 カード犯罪

(1) カード犯罪の認知・検挙状況

過去10年間のカード犯罪^(注1)の認知・検挙状況の推移は次のとおりであり、平成22年中の認知件数、検挙件数及び検挙人員は、前年より減少した。

図1-24 カード犯罪の認知・検挙状況の推移(平成13～22年)



(2) 特徴的傾向と対策

窃取・拾得し又は偽造したキャッシュカード等を使用して現金自動預払機(ATM)から現金を盗む事件や偽造したクレジットカードを使用して商品を不正に購入する詐欺事件がカード犯罪の大半を占める。その手口は巧妙化しており、海外旅行中の日本人観光客のクレジットカードをスキミング^(注2)して偽造し、商品を購入するものや、特殊な方法により他人名義のクレジットカード番号等を不正に入手し、インターネット上で商品を購入するものなどがある。



押収した偽造クレジットカード等

警察では、早期検挙のため捜査を徹底するほか、口座名義人からキャッシュカード等の盗難・紛失の届出があった場合はカードの利用停止を促すなど、被害の拡大防止に努めている。また、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」において、預貯金者が金融機関に対し、盗まれたキャッシュカード等により自分の口座から不正に払い出された額に相当する金額の補填を求める際、捜査機関に対する届出が必要とされていることから、金融機関から警察に対して被害届の有無等についての照会があった場合には、被害届を受理しているかどうかを回答するなどして、円滑な被害の回復に協力している。

注1：クレジットカード、キャッシュカード、プリペイドカード及び消費者金融カードを悪用した犯罪

注2：真正なカードのデータをスキマー(磁気情報読取装置)を用いて読み取る行為

7 悪質商法、ヤミ金融事犯等

(1) 悪質商法

① 利殖勧誘(資産形成)事犯

平成22年中の利殖勧誘(資産形成)事犯^(注1)の検挙状況は表1-3のとおりであり、国内外の事業への投資を装って金銭の出資を募る預り金事犯及び金融商品取引事犯の検挙が大半を占めた。その中でも、未公開株、ファンド等の取引に関連した事犯が目立っている。

表1-3 利殖勧誘(資産形成)事犯の検挙状況の推移(平成18~22年)

区分	年次	18	19	20	21	22
検挙事件数(事件)		17	12	22	29	31
検挙人員(人)		73	86	117	125	110

事例 ①

Case

無登録ファンド業者役員(55)らは、12年5月頃から21年11月頃にかけて、「当社が行う避妊具用自動販売機設置事業に1口当たり100万円を投資すれば、毎月1万円の配当を一生受け取ることができる」などと告げて、970人から約10億8,600万円をだまし取るなどした。22年5月までに、1法人、3人を金融商品取引法違反(無登録金融商品取引業)及び組織的犯罪処罰法違反(組織的な詐欺)で検挙した(岐阜)。

事例 ②

Case

石油製品輸入販売等業者役員(64)らは、5年11月から20年10月にかけて、「当社が行う原油採掘及び石油取引事業に1口100万円投資すれば毎月80万円の配当がもらえる。その権利は、事業が継続する限り永久である。中途解約した場合でも、元本を全額返還する」などと告げて、約1,800人から約66億1,800万円をだまし取るなどした。22年4月、7人を詐欺罪及び出資法違反(預り金)で逮捕した(広島、熊本)。

② 特定商取引等事犯

22年中の特定商取引等事犯^(注2)の検挙状況は表1-4のとおりであり、検挙事件数及び検挙人員が前年に比べ増加しており、高齢者を狙った、住宅リフォーム工事等を高額で行う点検商法や、顧客の家に上がり込み長時間居座るなどして高額な布団等を売り付ける押し付け商法の検挙が目立った。

表1-4 特定商取引等事犯の検挙状況の推移(平成18~22年)

区分	年次	18	19	20	21	22
検挙事件数(事件)		138	112	142	152	193
検挙人員(人)		385	299	279	371	430



広報啓発用リーフレット
(企画・編集：(社)全国消費生活相談員協会)

注1：出資法、金融商品取引法、無限連鎖講の防止に関する法律等の違反に係る事犯

注2：訪問販売等の特定商取引を規制する特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)違反及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等の刑法犯

事例 ③

Case

住宅リフォーム業者役員(28)らは、20年5月から22年2月にかけて、家屋点検を装って高齢者宅を狙って訪問し、「大雨が来たら瓦が滑り落ちる。瓦の重みで屋根が潰れる。」などと告げ、屋根瓦修理名目で1,440人から、総額約7億6,000万円をだまし取るなどした。22年12月までに14人を特定商取引法違反(不実の告知)、組織的犯罪処罰法違反(組織的な詐欺)等で検挙した(大阪)。

コラム

②犯罪利用預金口座等の凍結のための金融機関への情報提供に関する関係省庁申合せ

高齢者を狙った悪質商法、生活の困窮につけ込むヤミ金融事犯等による被害は後を絶たず、国民の不安感が払拭されるまでには至っていない。

このような現状を踏まえ、22年6月、被害の拡大防止・回復支援対策に重点を置いた取組を政府一丸となって推進するため、消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム^(注1)において、犯罪利用預金口座等である疑いがある預金口座等を認知した場合には当該口座及びその不正利用に関する情報を金融機関に対して情報提供することを申し合せた。

(2)ヤミ金融事犯

平成22年中のヤミ金融事犯^(注2)の検挙状況は表1-5のとおりであり、このうち暴力団が関与する事件は約23.2%であった。

22年6月の貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の完全施行により、ヤミ金融被害の拡大が懸念されたことから、各都道府県警察に設置しているヤミ金融事犯集中取締本部による継続した取締りのほか、口座凍結のための金融機関への情報提供、ヤミ金融に利用され凍結された口座の名義人情報の全国銀行協会及び株式会社ゆうちょ銀行への提供等の総合的な対策を行っている。



広報啓発用リーフレット
(企画・編集：(社)全国消費生活相談員協会)

表1-5 ヤミ金融事犯の検挙状況の推移(平成18~22年)

区分	年次	18	19	20	21	22
検挙事件数(事件)		323	484	437	442	393
検挙人員(人)		710	995	860	815	755

事例 ④

Case

無登録貸金業者(31)らは、17年頃から22年5月頃にかけて、約2万人に対し、法定利息の約22倍から約800倍で金銭を貸し付け、約6億円の元利金を他人名義の口座に振込送金させて受領した。22年10月までに13人を出資法違反(超高金利)、貸金業法違反(無登録営業)等で検挙した。また、押収した現金や犯罪収益で購入した高級乗用車等について組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全を行い、違法収益の剥奪を図った(山形)。

(3)その他の経済事犯

平成22年中の不動産取引をめぐる事犯の検挙事件数は20事件、検挙人員は27人で、検挙した事件の主な適用法令は、宅地建物取引業法、建設業法であった。

注1：「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」中の「消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化」に掲げられた施策を推進するため、平成20年12月、犯罪対策閣僚会議の下に設置された関係機関によって構成されるワーキングチーム

注2：出資法違反(高金利)事件及び貸金業法違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、恐喝、暴行等に係る事犯

8 食の安全に係る事犯、保健衛生事犯等

(1)食の安全に係る事犯

平成22年中の食の安全に係る事犯^(注1)の検挙状況は表1-6のとおりであり、食品としての販売が禁止されている疾病にかかった牛の肉を販売した事犯や、表示を偽装して輸入元を隠蔽した事犯の検挙が見られた。

表1-6 食の安全に係る事犯の検挙状況の推移(平成18~22年)

区分	年次	18	19	20	21	22
検挙事件数(事件)		25	52	37	66	46
食品衛生関係事犯		20	48	21	32	36
食品の産地等偽装表示事犯		5	4	16	34	10
検挙人員(人)		35	90	91	132	85
食品衛生関係事犯		23	69	34	25	65
食品の産地等偽装表示事犯		12	21	57	107	20
検挙法人(法人)		4	5	24	37	26
食品衛生関係事犯		1	3	5	6	19
食品の産地等偽装表示事犯		3	2	19	31	7

事例 ①

Case

牛内臓販売業者(72)は、22年2月、食肉販売業者に対し、肝膿瘍等の疾病にかかり、食品としての販売が禁止されている牛の肝臓2個を販売するなどした。また、同牛内臓販売業者らは、21年11月から22年3月にかけて、知事から食肉販売業の許可を受けないで、食肉である牛の内臓を販売した。22年6月までに、5人を食品衛生法違反(病肉等の販売等の禁止、無許可営業)で検挙した(栃木)。

事例 ②

Case

水産物等輸入販売会社元役員(55)らは、21年12月頃から22年5月頃にかけて、台湾産のうなぎがば焼きを「愛知県産蒲焼きうなぎ」等と印刷された段ボール箱に詰め、卸売業者に対し約1トンを販売した。22年12月までに、1法人、6人を不正競争防止法違反(誤認惹起行為)で検挙した(警視庁、大阪)。



偽装表示された段ボール箱

(2)保健衛生事犯

警察では、承認を受けた医薬品と同一の有効成分を含有するような模造に係る医薬品や、「ガンに効く」などと薬効をうたい健康食品等を広告・販売するなどの薬事法違反、無資格でレーザー脱毛等の医療行為を行う医師法違反等の保健衛生事犯^(注2)の取締りを行っている。

表1-7 保健衛生事犯の検挙状況の推移(平成18~22年)

区分	年次		18		19		20		21		22	
	事件数(事件)	人員(人)										
総数	268	413	384	568	362	458	353	420	383	551		
薬事関係事犯	64	134	91	192	100	163	105	144	103	187		
医事関係事犯	44	97	48	105	50	84	34	66	37	82		
公衆衛生関係事犯	160	182	245	271	212	211	214	210	243	282		

注1：食品衛生関係事犯(食品衛生法違反)及び食品の産地等偽装表示事犯(不正競争防止法違反等)

注2：薬事関係事犯(薬事法違反、薬剤師法違反等)、医事関係事犯(医師法違反、歯科医師法違反等)及び公衆衛生関係事犯(食品衛生法違反、狂犬病予防法違反等)

(3)環境事犯

警察では、環境を破壊する犯罪のうち、広域にわたる産業廃棄物の不法投棄事犯等の悪質な事犯であって、組織的・計画的な事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯を特に重点的に取り締まるとともに、関係機関に必要な情報を提供して、環境被害の拡大防止と早期の原状回復を促している。

また、国内に生息する野生鳥獣の違法捕獲等に係る事犯、希少野生動植物種の密輸入や国内での違法取引等に係る事犯等の取締りを行っている。

表1-8 廃棄物事犯の検挙状況の推移(平成18~22年)

区分	年次	18	19	20	21	22
検挙事件数(事件)		5,301	6,107	6,124	6,128	6,183
検挙人員(人)		6,852	7,797	7,602	7,599	7,679
検挙法人(法人)		423	549	481	554	482

注：廃棄物事犯とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反に係る事犯をいう。

(4)知的財産権侵害事犯

警察では、知的財産権を侵害する事犯において、知的財産権侵害品の大半が中国から密輸入されていることなどを踏まえ、中国の捜査機関との協力の場を設け情報交換を行うとともに、個々の事犯について捜査協力を行うなど、連携強化を図っている。また、不正商品対策協議会^(注)における活動を始め、権利者等と連携した知的財産権の保護及び不正商品の排除に向けた広報啓発活動を推進している。

表1-9 知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移(平成18~22年)

区分	年次		18		19		20		21		22	
	事件数・人員	事件数(事件)	人員(人)									
商標法違反(偽ブランド事犯等)		315	537	276	472	246	442	200	313	218	321	
著作権法違反(海賊版事犯等)		163	219	137	210	115	180	119	178	162	222	
その他		15	27	28	74	24	88	45	129	18	40	
合計		493	783	441	756	385	710	364	620	398	583	

表1-10 押収した偽ブランド品のうち、仕出国・地域が判明したものの国別押収状況の推移(平成18~22年)

区分	年次	18	19	20	21	22
総数(点)		190,062	315,302	280,679	107,637	128,252
中国		73,512	143,170	268,326	93,800	118,162
韓国		115,881	117,930	5,972	13,529	9,032
香港		70	49,694	12	181	17
台湾		388	0	0	0	825
その他		211	4,508	6,369	127	216

(5)諸法令違反

警察では、水産資源の違法採捕等に係る事犯、無線局の不法開設に係る事犯等の取締りを行っている。

表1-11 主な諸法令違反の検挙状況の推移(平成18~22年)

区分	年次		18		19		20		21		22	
	事件数・人員	事件数(事件)	人員(人)									
密漁事犯		798	996	718	935	634	836	616	807	460	573	
通信関係事犯		2,056	2,104	1,680	1,691	1,099	1,107	859	860	716	729	
その他		1,420	1,808	1,246	1,576	1,501	1,772	1,466	1,673	1,480	1,714	
計		4,274	4,908	3,644	4,202	3,234	3,715	2,941	3,340	2,656	3,016	

注1：密漁事犯とは、海産物等の密漁に係る漁業法違反、水産資源保護法(漁業調整規則を含む)違反等に係る事犯をいう。

注2：通信関係事犯とは、電波法違反等に係る事犯をいう。

注：昭和61年、不正商品の排除及び知的財産権の保護を目的として、知的財産権侵害に悩む各種業界団体により設立された任意団体。警察庁等の関係機関と連携し、シンポジウムの主催や各種催物への参加を通じて、広報啓発活動、海外における不正商品販売の実態調査、海外の捜査機関や税関等に対する動き掛け等を行っている。

第2節

犯罪の検挙と抑止のための基盤整備

1 捜査力の強化

(1) 捜査手法、取調べの高度化への取組

捜査においては、取調べに過度に頼ることなく、他の捜査手法によって得られる客観的証拠をより重視していく必要があり、これらの捜査手法、取調べ等の課題について、国家公安委員会委員長が主催し、大学教授、弁護士等の部外有識者から成る「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」等において、抜本的な調査・研究を行っている。

コラム ③「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」における中間報告

平成23年4月、「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」において、発足後おおむね1年間の議論を整理し、以後の検討課題を明らかにするため、中間報告が取りまとめられた。この中間報告においては、取調べの可視化を既に実施している諸外国では、我が国にはない様々な捜査手法を有する一方、我が国における取調べは、諸外国に比べ真相解明上の意義・役割が大きいこと、また、諸外国においては、我が国に比べ人口当たりの犯罪認知件数・逮捕人員が多く、無罪率が高いことなどが明らかにされた。同研究会においては、中間報告の内容を踏まえつつ、捜査構造全体の中での取調べの機能、取調べの高度化・可視化の在り方及び取調べ以外の捜査手法の高度化について、引き続き検討を行っている。

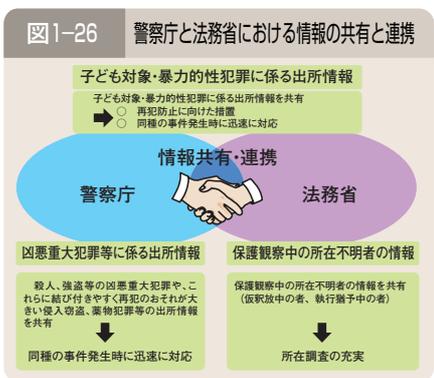
(2) 初動捜査体制の整備、鑑識活動の強化等

事件発生時には、迅速・的確な初動捜査を行い、犯人を現場やその周辺で逮捕し、又は現場の証拠物や目撃者の証言等を確保することが重要である。

警察では、機動力を生かした捜査活動を行うため、警視庁及び道府県警察本部に機動捜査隊を設置し、事件発生時に現場や関係箇所へ急行して犯人確保等を行っているほか、機動鑑識隊(班)や現場科学検査班等を編成し、現場鑑識活動を強化するとともに、関連技術の研究開発や資機材の開発・整備を推進している。

(3) 法務省との情報の共有

警察庁と法務省は、子ども対象・暴力的性犯罪の出所者、凶悪重大犯罪等の出所者、所在不明の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者等による再犯の防止等を図るため、両省庁間で所要の情報を共有し、連携を図る仕組みを構築している。警察では、子ども対象・暴力的性犯罪の出所者について、平成17年6月の運用開始から22年末までに839人分、凶悪重大犯罪等の出所者について、17年9月の運用開始から22年末までに約14万7千人分の出所情報の提供を法務省から受けている。



(4)国民からの情報提供の促進

警察では、犯罪捜査に不可欠な国民の理解と協力を得るため、国民に対し、都道府県警察のウェブサイトを活用して情報提供を呼び掛けるほか、様々な媒体を活用して、聞き込み捜査に対する協力、事件に関する情報の提供等を広く呼び掛けている。また、必要に応じ、被疑者の発見・検挙や犯罪の再発防止のため、被疑者の氏名等を広く一般に公表して捜査を行う公開捜査を行っている。

さらに、警察庁では、平成19年度から、国民からの情報提供を促進し、重要犯罪等の検挙の徹底を図ることを目的として、捜査特別報奨金制度(公的懸賞金制度)を導入し、警察庁ウェブサイト(<http://www.npa.go.jp>)等で対象となる事件等について広報している。

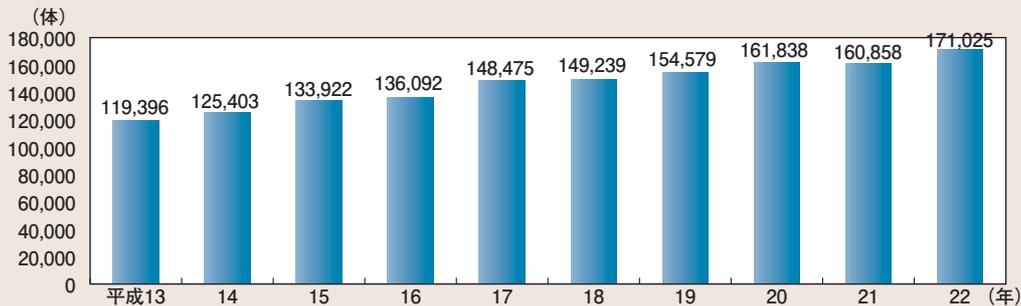


警察庁ウェブサイト

(5)検視体制の強化

平成22年中に警察が取り扱った死体数は約17万1千体であり、過去10年間で約1.4倍に増加している。

図1-27 死体取扱数の推移(平成13～22年)



警察においては、死体取扱数の急増に的確に対応し、適正な検視業務を推進するため、検視官^(注)及びその補助者の増員、検視業務に携わる警察官に対する教育訓練の充実、資機材の整備による検視体制の強化を推進している。

コラム ④犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する調査・研究

我が国の死因究明制度は、現状では、国際的にみて必ずしも十分なものとは言い難く、近年においても、犯罪死を見逃したケースも見受けられた。このため、警察庁では、法医学者、刑事法学者等の有識者から成る研究会を設置し、在るべき死因究明制度について検討を行うとともに、警察庁職員を海外に派遣するなどして、フィンランド等諸外国の死因究明制度について調査・研究を行い、その結果を23年4月、最終報告として取りまとめて公表した。



第12回研究会の状況

注：原則として、刑事部門における10年以上の捜査経験又は捜査幹部として4年以上の強行犯捜査等の経験を有する警視の階級にある警察官で、警察大学校における法医専門研究科を修了した者から任用される検視の専門家であり、全国で268人(23年4月1日現在)配置されている。

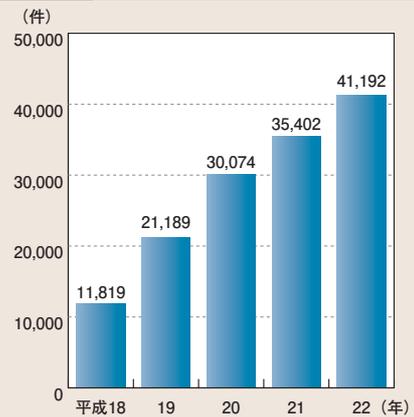
2 科学技術の活用

(1) DNA 型鑑定

DNA 型鑑定とは、DNA(デオキシリボ核酸)の個人ごとに異なる部分を比較することで個人を識別する鑑定法である(注1)。現在、警察で行っている DNA 型鑑定は、主に STR 型検査法(注2)と呼ばれるもので、日本人で最も出現頻度が高い DNA 型の組合せの場合で、約 4 兆 7 千億人に 1 人という確率で個人識別を行うことが可能となっている。

DNA 型鑑定を実施する事件数は年々増加し、殺人事件等の凶悪事件だけでなく、窃盗事件等の身近な犯罪の解決にも多大な効果を上げている。また、被疑者 DNA 型記録(注3)と遺留 DNA 型記録(注4)をデータベースに登録し、犯人の割り出しや余罪の確認等に活用している。

図1-28 DNA 型鑑定を実施した事件数の推移(平成18~22年)



事例 Case

平成22年3月、建造物侵入及び窃盗未遂罪で逮捕した無職の男(27)について、捜査の過程でその同意を得て採取した口腔内細胞の DNA 型鑑定結果をデータベースに登録し、対照したところ、20年10月から21年10月にかけて発生した強盗強姦未遂事件等5件の遺留 DNA 型記録と一致した。その後、所要の捜査を遂げ、22年8月までに、同5件について強盗強姦未遂罪等で検挙(うち4件逮捕)した(奈良)。

(2) 指掌紋自動識別システム

指紋及び掌紋(以下「指掌紋」という。)は、「万人不同」及び「終生不変」の特性を有し、個人を識別するための資料として極めて有用であることから、犯罪捜査で重要な役割を果たしている。警察では、被疑者から採取した指掌紋と犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる指掌紋をデータベースに登録して自動照合を行う指掌紋自動識別システムを運用し、犯人の割り出しや余罪の確認等に活用している。

なお、日本の警察における指紋制度は、平成23年4月1日で創設100周年(注5)を迎えた。

(3) 三次元顔画像識別システム

三次元顔画像識別システムとは、防犯カメラ等で撮影された人物の顔画像と、別に取得した被疑者の三次元顔画像とを照合し、個人を識別するものである。

一般に、防犯カメラで被疑者の顔が撮影

図1-29 三次元顔画像識別システムによる顔画像照合



注1：警察で行う DNA 型鑑定に使用されるのは、DNA のうち身体的特徴や病気にに関する情報が含まれていない部分であり、また、鑑定結果である DNA 型情報からも身体的特徴や病気が判明することはない。

注2：STR と呼ばれる 4 塩基(A(アデニン)、T(チミン)、G(グアニン)及び C(シトシン))を基本単位とする繰り返し配列について、その繰り返し回数に個人差があることを利用し、個人を識別する検査方法

注3：被疑者の身体から採取した資料の DNA 型の記録

注4：被疑者が犯罪現場等に遺留したと認められる資料の DNA 型の記録

注5：明治44年4月1日、警視庁刑事課に日本の警察で初めて指紋に関する事務を取り扱う鑑識係が新設された。

される角度は様々であるため、被疑者写真等と比較するだけでは個人の識別が困難な場合が多いが、このシステムでは、被疑者の三次元顔画像を防犯カメラの画像と同じ角度及び大きさに調整し、両画像を重ね合わせることにより、個人識別を行うことが可能であり、防犯カメラの普及とあいまって被疑者の犯行を裏付ける有効な捜査手法となっている。

(4)自動車ナンバー自動読取システム

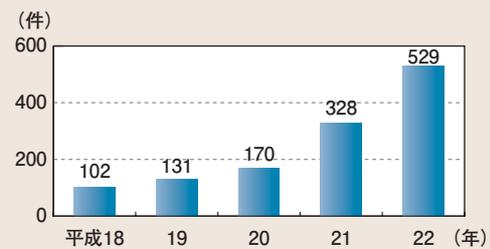
自動車盗や自動車を利用した犯罪を検挙するためには、通過する自動車の検問を実施することが有効である。しかし、事件を認知してから検問を開始するまでに時間を要するほか、徹底した検問を行えば交通渋滞を引き起こすおそれがあるなどの問題がある。このため、警察庁では、昭和61年度から、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの整備を進めている。

(5)プロファイリング

プロファイリングとは、犯行現場の状況、犯行の手段、被害者等に関する情報や資料を、統計データや心理学的手法等を用いて分析・評価することにより、犯行の連続性の推定、犯人の年齢層、生活様式、職業、前歴、居住地等の推定や次回の犯行の予測を行うものである。

従来、事件捜査では、犯人特定のために、犯行現場の状況や犯人の遺留品、さらには聞き取り捜査等で得られた様々な情報等をつなぎ合わせるとともに、捜査員の経験則に基づく職人的な「勘」をも駆使して犯人を推定・浮上させ、特定してきたものであるが、より効率的で合理的な捜査を推進するため、科学的見地に基づくプロファイリングでの推定結果を併せ見て、犯人を推定・浮上させる捜査手法を活用している。また、プロファイリング技術の高度・専門化^(注1)及び一般化^(注2)に取り組んでいるところである。

図1-30 プロファイリング実施件数の推移
(平成18～22年)



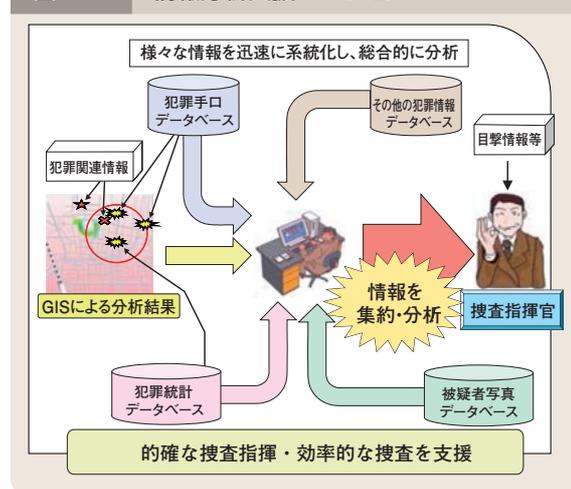
注：都道府県警察からの依頼を受けて科学警察研究所が実施したものを除く。

(6)情報分析支援システム

「人からの捜査」、「物からの捜査」が困難となる中、被疑者の迅速な検挙のためには、捜査現場の体制・執行力の更なる強化に加え、犯罪関連情報の総合的な分析を推進することにより、捜査の方向性や捜査項目の優先順位の判断を支援することが重要である。

このため、警察庁では、複数のシステムで行っていた業務を1台の端末装置によって行い、犯罪手口、犯罪統計等の犯罪関連情報を、地図上に表示するなど他の様々な情報と組み合わせ、犯罪の発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を総合的に分析することを可能とする情報分析支援システム(CIS-CATS)を平成21年1月から運用し、事件解決に役立てている。

図1-31 情報分析支援システム



注1：専従者の育成及び体制の整備

注2：捜査員に対する指導の徹底及び有効活用の促進

3 緻密かつ適正な捜査の徹底と司法制度改革への対応

(1) 緻密かつ適正な捜査の徹底

国家公安委員会では、平成19年11月、警察捜査における取調べの一層の適正化を推進するため、「警察捜査における取調べの適正化について」を決定した。この決定を受け、警察庁では、20年1月、警察が当面取り組むべき施策として「警察捜査における取調べ適正化指針」を取りまとめ、これに基づく各種施策を推進している。

また、2年5月に栃木県足利市内において発生したいわゆる足利事件について、22年3月、再審公判において、無期懲役の刑に服していた男性に無罪判決が言い渡されたことを踏まえ、警察庁では、22年4月、「足利事件における警察捜査の問題点等について」を取りまとめ、このような事案の絶無を期するための各種施策を推進している。

① 的確な捜査指揮・管理の徹底

警察では、自白に過度に依存することのない適正な捜査を推進するため、事件の全容を把握した上での適切な捜査方針の樹立、事案の性質に応じた組織的捜査の推進、被疑者の特性や証拠資料等に基づく取調べの方法についての必要な指示、指導等を徹底するなど、捜査幹部による的確な捜査指揮に努め、取調べの適正化の一層の推進を図っている。

② 各種教育訓練の実施

警察庁では、適正捜査に関する教育訓練の充実を図る一環として、警察大学校において「取調べ専科」を実施し、都道府県警察本部において指導的立場にある警部等を対象に、取調べの適正化についての見識の醸成、取調べ等に関する具体的手法の習得等を図っている。

また、捜査幹部による入念な指導教育により、個々の捜査員の「適正な取調べ」に対する意識改革を図るとともに、より実践的な教育訓練や熟練した捜査員等による技能指導を行うなど、若手捜査員等の取調べ技能の向上に努めている。

③ 被疑者取調べ監督制度の実施

21年4月、取調べの一層の適正化に資するため、被疑者取調べ監督制度を開始し、警察庁長官官房総務課に取調べ監督指導室を、警視庁及び道府県警察本部の総務又は警務部門に被疑者取調べの監督業務を担当する所属を設置するなど所要の体制を整備し、取調べの状況の確認、調査等、必要な措置を行っている。



取調べ室の外部からの視認状況

(2) 司法制度改革への対応

① 裁判員制度への対応

平成21年5月に開始された裁判員制度では、一定の重大な事件の刑事裁判において、一般国民の中から選任された裁判員が、裁判官と共に、被告人が有罪かどうか、有罪の場合にいかなる刑にするかの公判審理と評決を行う。警察では、法律の専門家ではない裁判員の的確な心証形成が可能となるよう、犯行を裏付ける客観的証拠の収集の徹底、裁判員が理解しやすいような簡略明瞭な捜査書類の作成、捜査の適正性の一層の確保等に努めている。

② 取調べの録音・録画の試行

警察では、裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証に資する方策について検討するため、20年9月から警視庁等において取調べの録音・録画の試行を開始し、21年4月からは、全ての都道府県警察に拡大して試行を実施している。取調べの録音・録画の試行は、22年12月末現在、719件実施されている。

4 事件・事故への即応

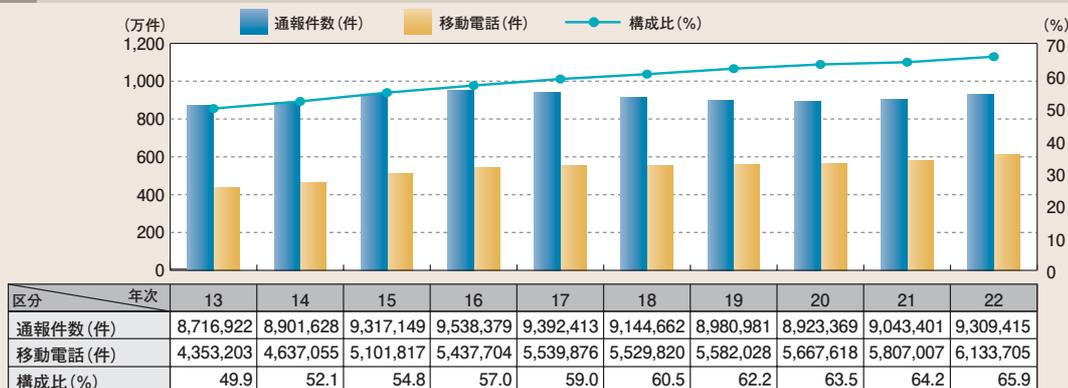
交番、駐在所等の警察官は、事件、事故等が発生した際、直ちに現場に向かい、犯人の逮捕等の措置をとっている。警察では、警察官が迅速に現場に駆けつけられるよう、110番通報の受理や警察署等への指令を行うシステムを整備するとともに、パトカー等の活用による機動力の強化に努めている。

(1) 110番通報の現状

110番通報受理件数は、平成22年中は約931万件と、前年より約27万件増加し、依然として高い水準にある。これは、約3.4秒に1回、国民約14人に1人の割合で通報したことになる。また、携帯電話等の移動電話からの110番通報が65.9%を占めている。

警察では、1月10日を「110番の日」と定め、110番通報を適切に利用し、緊急の対応を必要としない相談等の電話には専用の「#(シャープ)9110」番を利用するよう呼び掛けている。また、移動電話を用いて110番通報をするときは、所在地や番地、目標物を確認するほか、通話中にはできる限り場所を移動しないことなどを呼び掛けている。

図1-32 110番通報受理件数の推移(平成13~22年)



(2) 通信指令システム

110番通報に迅速かつ的確に対応するため、都道府県警察に通信指令室が設けられている。110番通報を受理した通信指令室では、直ちに通報内容を警察署等に伝え、パトカーや交番等の地域警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備^(注1)の発令等を行っている。平成22年中の緊急配備の実施件数は9,409件(前年比541件増加)であった。

また、22年中に警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するレスポンス・タイム^(注2)の平均は、6分53秒であった。



通信指令室

注1：重要事件等が発生した際に、迅速に被疑者を検挙するため、警戒員を配置して行う検問、張り込み等

注2：通信指令室が110番通報を受理し、パトカー等に指令してから警察官が現場に到着するまでの所要時間

警察では、増加する携帯電話からの110番通報に的確に対応するため、携帯電話等で110番通報した際に、音声通話と同時に発信者の位置情報が通知されるシステム(位置情報通知システム)を全都道府県において運用するなど通信指令システムの高度化に努めている。

(3)初動警察活動^(注)の強化

① 初動警察刷新強化の取組

近年、無差別殺傷事件の相次ぐ発生等の警察事象の多様化・スピード化を受けて、初動警察の困難性が増す中で、時代の要請に応えた初動警察であり続けるため、警察庁では、平成20年12月、初動警察活動の総合的な強化に向けた基本方針として「初動警察刷新強化のための指針」を策定した。都道府県警察では、この指針を受けて、通信指令機能の強化、事案対応能力の強化等に重点的に取り組んでいる。

② 通信指令機能の強化

国家公安委員会では、21年9月、警察通信指令に関する規則を制定し、都道府県警察に設けられた通信指令室が初動警察における司令塔としての役割を果たすことができるよう、その位置付けや権限を明確化するとともに、通信指令を行う際の組織的活動、人材の育成、関係都道府県警察の連携等の原則を定めた。都道府県警察では、同年10月に施行されたこの規則に基づき、迅速・的確な初動警察活動を推進している。



通信指令を行う警察官

また、通信指令室等において事案の発生現場等の状況を的確に把握するため、現場警察官が画像等の送受信を行うことができるなど、音声通話、110番受知情報、文字・画像情報、位置情報等の迅速な組織的共有を可能とする地域警察デジタル無線システム(191頁参照)の運用を23年3月から順次開始した。

③ 通信指令を担う人材の育成強化

警察では、110番通報の受理や指令の技能を競う通信指令競技会を開催するなど、通信指令技能の向上を目的とした教育訓練を行うとともに、通信指令の知識・技能に関する検定制度を設けて、組織的な人材育成に努めている。

また、卓越した通信指令の技能を有する者として選抜された、警察庁指定広域技能指導官や都道府県警察の技能指導官等が、実践的な指導等を通じて後進の育成に当たっている。

④ 事案対応能力の強化

警察では、事件・事故の現場へ迅速に駆けつけ、犯人の逮捕等を行うため、警察用車両、警察用航空機等の警察機動力の整備に努め、組織的な運用を図っている。

また、平時から、通信指令室、自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊、警察航空隊等の連携強化を図るため、組織横断的な実践的訓練を計画的に実施して、事案対応能力の向上に努めている。



無差別殺傷事件を想定した実践的訓練

注：平時における警察の体制を前提として都道府県警察が行う、事件・事故に即応した初動的な警察活動であり、その指揮に当たる通信指令を含むもの

(4)パトカー及び警察用航空機・船舶の活動

全国の警察本部や警察署に配備されたパトカーは、交番・駐在所の地域警察官と連携して管内のパトロールを行うとともに、事件、事故等の発生時における初動措置をとっている。また、パトカー以外にも、全国に警察用航空機（ヘリコプター）が約80機、警察用船舶が約180隻配備されており、通信指令室やパトカーと連携し、その機動力を生かしたパトロール、事件・事故発生時の情報の収集、交通情報の収集、山岳遭難等の事故や災害発生時の捜索救助活動等を行っている。



パトカー



警察用航空機

事例 Case

平成23年3月、指名手配中の犯人の使用車両を発見した警察官が職務質問しようとしたところ、猛スピードで逃走したことから、警察用航空機とパトカーが連携して追跡し、約30分後に被疑者を確保し逮捕した(岐阜)。

(5)鉄道警察隊の活動

鉄道警察隊は、列車内、駅等の鉄道施設及びその周辺のパトロールや警戒警備を行い、痴漢、すり、置き引き等の犯罪の予防及び検挙を図っている。また、駅構内に置かれている本隊や分駐隊において、痴漢の被害に遭った女性から相談を受理した場合は、女性に同行して警乗を行うなどしている。



鉄道警察隊

事例 Case

平成22年11月、女子高校生から電車内において痴漢被害に遭っているとの相談を受けた鉄道警察隊は、同高校生に同行して電車に乗り込み周囲を警戒していたところ、同高校生の背後に立ち体を触るなどの行為をした男(28)を発見し、迷惑防止条例違反(卑わいな言動の禁止)で現行犯逮捕した(千葉)。

5 交番・駐在所の活動

交番・駐在所では、パトロールや巡回連絡等の様々な活動を通じて、管轄する地域の実態や地域住民の要望を把握し、地域住民の要望に応じている。また、昼夜を分かたず常に警戒体制を保ち、様々な警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民の安全と安心のよりどころとなり、国民の身近な不安を解消する機能を果たしている。

平成23年4月1日現在、全国に交番は6,236か所、駐在所は6,798か所設置されている。

(1)パトロール、立番等

① パトロール

地域警察官は、パトロールを強化してほしいという国民からの要望に応え、事件・事故の発生を未然に防ぐとともに、犯罪を検挙するため、犯罪の多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロールを行っている。パトロールに当たっては、不審者に対する職務質問、危険箇所の把握、犯罪多発地域の家庭や事業所に対する防犯指導、パトロールカードによる情報提供等を行っている。



パトロール

② 立番等による警戒

地域警察官は、交番、駐在所等の施設の外に立って警戒に当たる立番を行っている。また、駅、繁華街等の人が多く集まる場所や犯罪が多発している場所において、一定の時間立って警戒する駐留警戒等を行っている。



立番

③ 職務執行力の強化

警察では、地域警察官の職務執行力を強化するため、職務質問、書類作成等の能力向上を目的とした研修・訓練を実施するとともに、卓越した職務質問の技能を有する者を選抜して、警察庁指定広域技能指導官又は都道府県警察の職務質問技能指導員として指定し、実践的な指導等を通じて地域警察官全体の職務質問技能の向上に努めている。

平成22年中の地域警察官による刑法犯検挙人員は27万5,588人と、警察による刑法犯の総検挙人員の85.4%を占めている。

④ 交番相談員の活用

23年4月1日現在、全国で約6,300人の交番相談員が配置されている。交番相談員は、警察官の身分を有しない非常勤の職員であり、地域住民の意見・要望等の聴取、拾得物・遺失届の受理、被害届の代書及び預かり、事件・事故発生時の警察官への連絡、地理案内等の業務に従事しており、その多くは、経験や知識を有する退職警察官である。



交番相談員

(2)地域住民と連携した活動

① 巡回連絡

地域警察官は、担当する地域の家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害・事故の防止等、地域住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項の指導・連絡や、地域住民からの意見・要望等の聴取を行う巡回連絡を行っている。



巡回連絡

② 交番・駐在所連絡協議会

平成23年4月1日現在、全国の交番・駐在所に1万2,415の交番・駐在所連絡協議会が設置されている。そこでは、地域警察官が、地域住民と地域の治安に関する問題について協議したり、地域住民の警察に対する意見・要望等を把握したりすることにより、地域社会と協力して事件・事故の防止等を図っている。

③ 情報発信活動

地域警察官は、地域の身近な出来事や事件・事故の発生状況を記した「ミニ広報紙」を作成し、自治会を通じて回覧するなどの活動により、地域住民に対し管轄地域の事件・事故の発生状況やその防止策等の身近な情報を伝えている。

(3)交番機能の強化

パトロールの強化等により生じていた「空き交番」^(注1)の解消のため、地域住民の理解を得ながら取組を進めてきた結果、平成19年4月1日までに、「空き交番」は解消された。警察では、今後とも治安情勢の変化等により「空き交番」が生じることがないように努めるとともに、引き続き、交番機能の強化に努めることとしている。

(4)遺失物の取扱い

警察では、拾得物を速やかに遺失者に返還するため、拾得物・遺失届の受理業務を行っている。平成22年中に届出のあった拾得物は、特例施設占有者保管分^(注2)を含め約1,976万点に上っており、警察に提出された拾得物のうち、通貨については約95億円が、物品については約706万点が遺失者に返還されている。

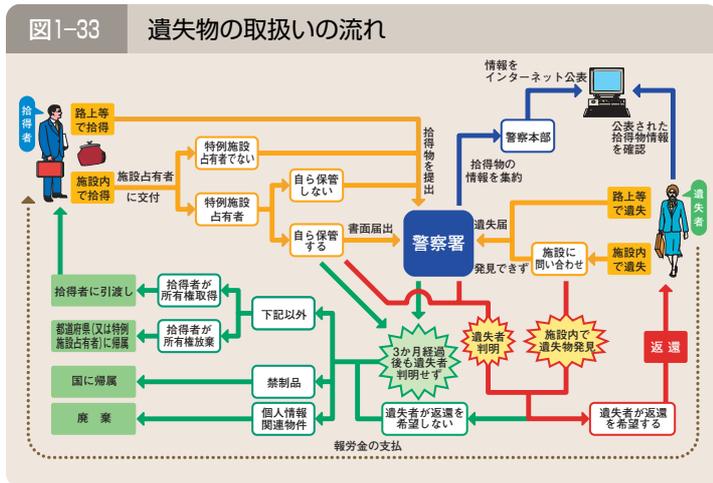


表1-12 拾得物・遺失物の取扱い状況の推移(平成18~22年)

区分	年次	18	19	20	21	22
通貨(億円)	拾得物	139	145	142	135	141
	遺失届	409	404	373	353	351
物品(万点)	拾得物	1,222	1,272	1,734	1,820	1,976
	遺失届	761	796	1,065	1,096	1,128

平成19年以降の拾得物には、特例施設占有者保管分を含む。

注1：地域警察官の不在が常態化している交番

注2：一定の公共交通機関又は都道府県公安委員会が指定した施設占有者(特例施設占有者)は、拾得物に関する事項を警察に届け出たときは、その物件を自ら保管することができる。

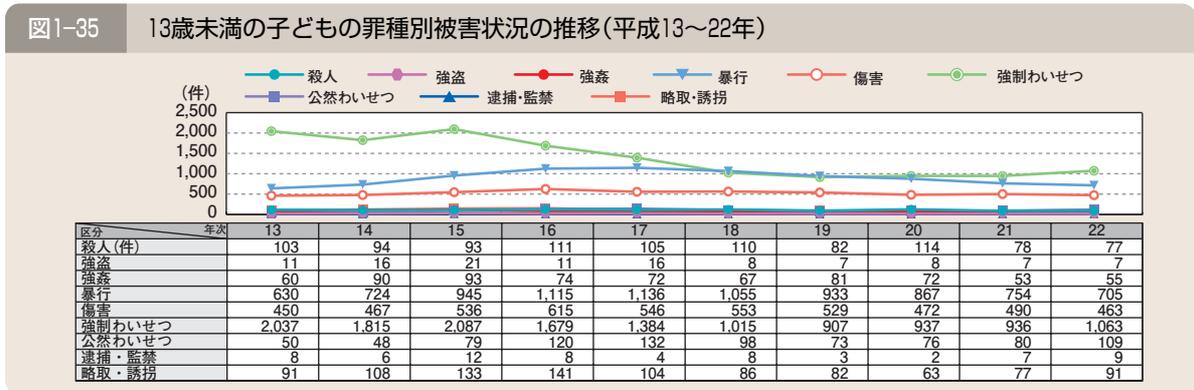
1 子どもの安全対策

(1) 子どもを犯罪から守るための取組

① 子どもが被害者となる犯罪

刑法犯に係る13歳未満の子どもの被害件数(以下「子どもの被害件数」という。)は、平成14年以降減少傾向にあり、22年中は3万1,832件と、前年より1,648件(4.9%)減少した。

22年中の全刑法犯に係る被害件数に占める子どもの被害件数の割合の高い罪種についてみると、略取誘拐が49.2%(91件)、強制わいせつが15.1%(1,063件)、公然わいせつが11.3%(109件)、殺人が7.2%(77件)と、特に高くなっている。



② 犯罪から子どもを守るための施策

ア 学校周辺、通学路等の安全対策

警察では、子どもが被害者となる事件を未然に防止し、子どもが安心して登下校することができるよう、通学路や通学時間帯に重点を置いた警察官によるパトロールを強化するとともに、退職した警察官等をスクールサポーター(107頁参照)として委嘱し学校へ派遣するなど、学校と連携して学校や通学路における児童・生徒の安全確保等を推進している。



防犯教室

イ 被害防止教育の推進

警察では、小学校等において、学年や理解度に応じ紙芝居、演劇やロールプレイ方式等により、子どもが参加・体験できる防犯教室を学校や教育委員会と連携して開催しているほか、教職員に対しては、不審者が学校に侵入した場合の対応要領の指導等を行っている。

ウ 情報発信活動の推進

子どもが被害に遭った事案等の発生情報については、迅速に児童や保護者に対し情報提供が行われるよう、警察署と小学校等との間で情報共有体制を整備するとともに、都道府県警察のウェブサイト等により情報発信を行うなど、積極的な情報提供を実施している。

エ ボランティアに対する支援

警察では、「子ども110番の家」として危険に遭遇した子どもの一時的な保護と警察への通報等を行うボランティアに対し、ステッカーや対応マニュアル等を配布するなどの支援を行っている。また、防犯ボランティア団体との合同パトロールを実施するなど、自主防犯活動を積極的に支援している。

③ 子ども女性安全対策班による活動の推進

警察では、性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙・指導警告等の措置を講じる活動(先制・予防的活動)に専従する「子ども女性安全対策班(JWAT^(注1))」を全国の警察本部に設置し、従来の検挙活動や防犯活動に加え、先制・予防的活動を積極的に推進していくことにより、子どもや女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。

コラム ⑤ 子ども対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度の見直し

警察においては、子どもを対象とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し出所した者について、17年から法務省から情報提供を受け、その再犯防止を図ってきたところであるが、制度の対象となった者の中には所在不明となる者や再犯に及ぶ者が少なくないことから、制度の見直しを行い、23年4月からは、対象者を訪問して所在確認を行い、必要があれば同意を得て面談を行うなど再犯防止に向けた措置の強化を図っている。

(2) 少年の福祉を害する犯罪への取組

警察では、児童に淫行をさせる行為のように、少年の心身に有害な影響を与え少年の福祉を害する犯罪(以下「福祉犯」^(注2))という。)の取締りと被害少年の発見・保護を推進している。

図1-36 福祉犯の法令別検挙人員(平成22年)

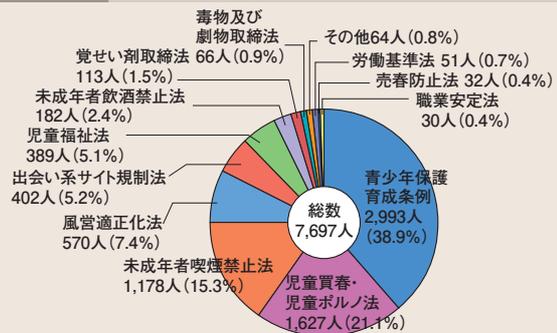


表1-13 福祉犯の被害少年の学職別状況(平成21、22年)

年次	区分	総数	未就学	学 生 ・ 生 徒					有職少年	無職少年
				小計	小学生	中学生	高校生	その他の学生		
22年(人)		7,340	33	5,451	122	2,044	3,199	86	611	1,245
	構成比(%)	100.0	0.4	74.3	1.7	27.8	43.6	1.2	8.3	17.0
21年(人)		7,145	11	4,998	84	1,988	2,865	61	679	1,457
	構成比(%)	100.0	0.2	70.0	1.2	27.8	40.1	0.9	9.5	20.4
増減数(人)		195	22	453	38	56	334	25	△68	△212
増減率(%)		2.7	200.0	9.1	45.2	2.8	11.7	41.0	△10.0	△14.6

注1：Juvenile and Woman Aegis Team

注2：児童買春・児童ポルノ法違反(児童買春等)、児童福祉法違反(児童に淫行をさせる行為等)、労働基準法違反(年少者の危険有害業務、深夜業等)等

また、日本国民が国外で犯した児童買春・児童ポルノ事犯等の取締りや国際捜査協力を強化するため、警察庁では、平成14年以降、毎年、東南アジア各国の捜査関係者、非政府組織(NGO)関係者等を招いて、児童の商業的・性的搾取対策に関する取組について意見交換を行うセミナー及び捜査官会議を開催しており、22年11月には、第9回会議を開催した。

(3)児童ポルノ対策

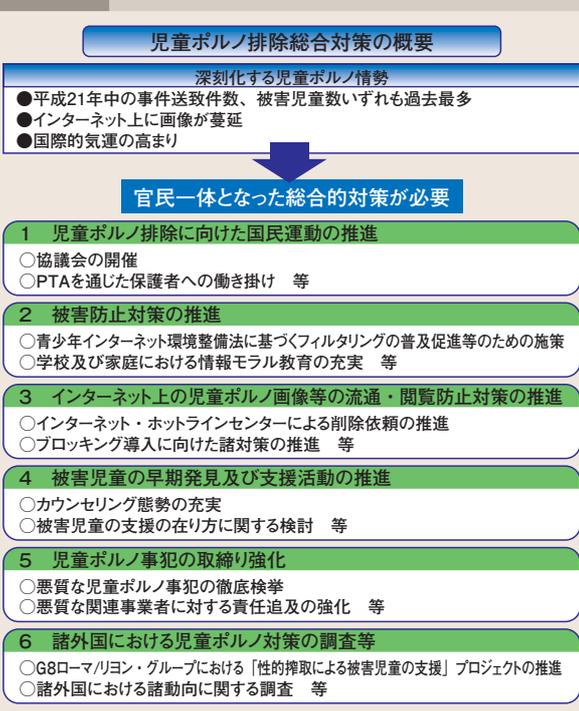
児童ポルノは、児童の性的搾取・性的虐待の記録であり、児童の人権を著しく侵害するものである。児童ポルノの蔓延・氾濫を食い止め、排除を進めていくため、平成22年7月、犯罪対策閣僚会議において、政府として早急に行うべき施策を取りまとめた「児童ポルノ排除総合対策」が決定された。

警察庁では、22年4月、生活安全局少年課に児童ポルノ対策官を設置するなど体制を強化し、児童ポルノに関する情報分析の強化やG8ローマ/リヨン・グループ等の国際会議への参加を通じた外国捜査機関等との情報交換の充実に努めてきたところであるが、同総合対策の決定を受け、全国的な一斉取締りの調整や捜査員の技術向上を図るための教養を実施するなどして、児童ポルノ事犯の取締り等の諸対策を一層強化している。

さらに、児童ポルノの排除に向け、官民一体となった国民運動を推進するため22年11月に設立された「児童ポルノ排除対策推進協議会」に参画しているほか、児童ポルノ情勢の深刻さや被害の未然防止の必要性等に関する広報啓発活動を推進し、国民意識の醸成に努めている。

また、都道府県警察では、カウンセリング態勢の充実を図るなどして、被害児童の保護・支援を推進するとともに、低年齢児童の性犯罪被害を伴う児童ポルノ製造事犯等の悪質な事犯の取締りを強化している。

図1-37 児童ポルノ排除総合対策の概要



広報啓発用ポスター

事例 Case

児童ポルノ愛好者グループのメンバーらは、低年齢児童に対するわいせつ行為等を行うとともに、その様子を撮影した児童ポルノを製造し、グループ内で相互に交換するなどしていた。22年10月、警察庁の調整により、13府県警察で全国17箇所の一斉捜索を実施し、同月から同年11月にかけて、計6人を児童買春・児童ポルノ法違反(児童ポルノ提供等)等で逮捕し、うち2人を強制わいせつ罪で再逮捕した。

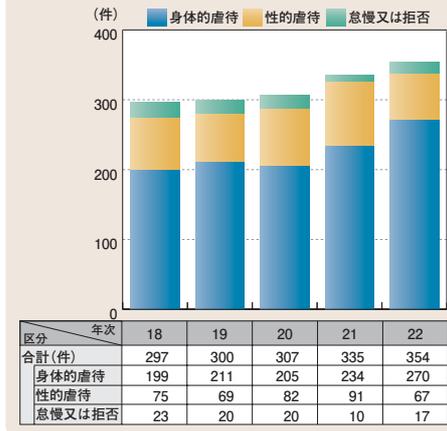
(4) 児童虐待対策

平成22年中の児童虐待事件の検挙件数は354件と、前年より19件(5.7%)増加した。

警察では、各種活動を通じて児童虐待事案の早期把握に努めるとともに、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関との緊密な連携を保ちながら、児童の生命・身体の保護のための措置を積極的に講じている。

児童虐待の疑いのある事案では、速やかに児童相談所等に通告するほか、厳正な捜査や被害児童の支援等、警察としてできる限りの措置を講じて、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を図っている。また、児童の保護に向けて、個別事案についての情報を入手した早期の段階から、関係者間で情報を共有し、対応の検討が行えるよう、児童相談所などの関係機関との連携の強化を図っている。

図1-38 児童虐待事件の態様別検挙状況の推移(平成18~22年)



事例

Case

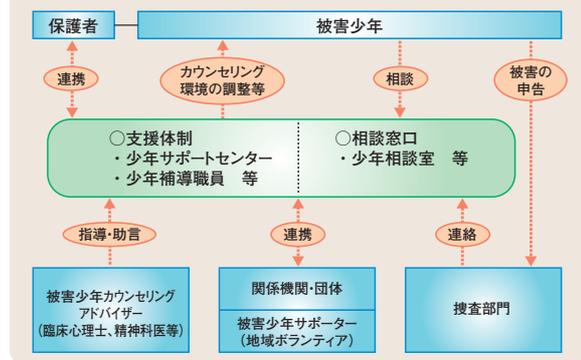
22年7月、区役所に生活保護の申請に訪れた女(23)及び内縁関係の男(24)が連れていた児童(4)の顔が腫れていることを不審に思った区役所職員からの通告を受け、児童相談所が調査した結果、同児童が過去にも児童虐待を受けていたことが判明した。警察は、児童相談所による立入調査や同児童の一時保護を援助するとともに継続的に捜査を行い、同年9月、顔面等にたばこの火を押しつけたり、殴打したりするなどにより同児童を負傷させたとして、同女及び同男を傷害罪で逮捕した(大阪)。

(5) 少年の犯罪被害への対応

平成22年中の少年が被害者となった刑法犯の認知件数^(注1)は25万6,215件であり、このうち凶悪犯は1,035件、粗暴犯は1万2,842件であった。

警察では、被害少年に対し、少年補導職員^(注2)を中心に継続的にカウンセリングを行うなどの支援を行うとともに、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。

図1-39 被害少年の支援活動



事例

Case

児童ポルノ事犯の被害を受けた女子中学生が、登校を拒否しリストカットを繰り返すようになったため、少年サポートセンターの少年補導職員が、被害少年カウンセリングアドバイザーの助言を受けながら、約5か月にわたり、本人や保護者に対し面接や電話による継続的なカウンセリングを行ったところ、意欲的に学習やクラブ活動に取り組むようになった(大阪)。

注1：20歳未満の少年が被害者となった刑法犯の認知件数をいう。

注2：特に専門的な知識及び技能を必要とする活動を行わせるため、その活動に必要な知識と技能を有する警察職員(警察官を除く。)のうちから警視總監及び道府県警察本部長が命じた者で、少年の非行防止や立ち直り支援等の活動において、重要な役割を果たしている。平成23年4月1日現在、全国に約1,000人の少年補導職員が配置されている。

2 女性を守る施策

(1) ストーカー事案への対応

警察では、被害者の意思等を踏まえ、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）に基づき、警告、禁止命令等、援助等の行政措置を講じて被害拡大の防止を図るほか、ストーカー規制法その他の法令を積極的に適用してストーカー行為者の検挙に努めている。

また、各種法令に抵触しない場合であっても、被害者に対して防犯指導や関係機関の教示を行うとともに、必要に応じて相手方に対して指導警告を行うなど、被害者の立場に立った積極的な対応を行っている。

図1-40 ストーカー事案対策の枠組み

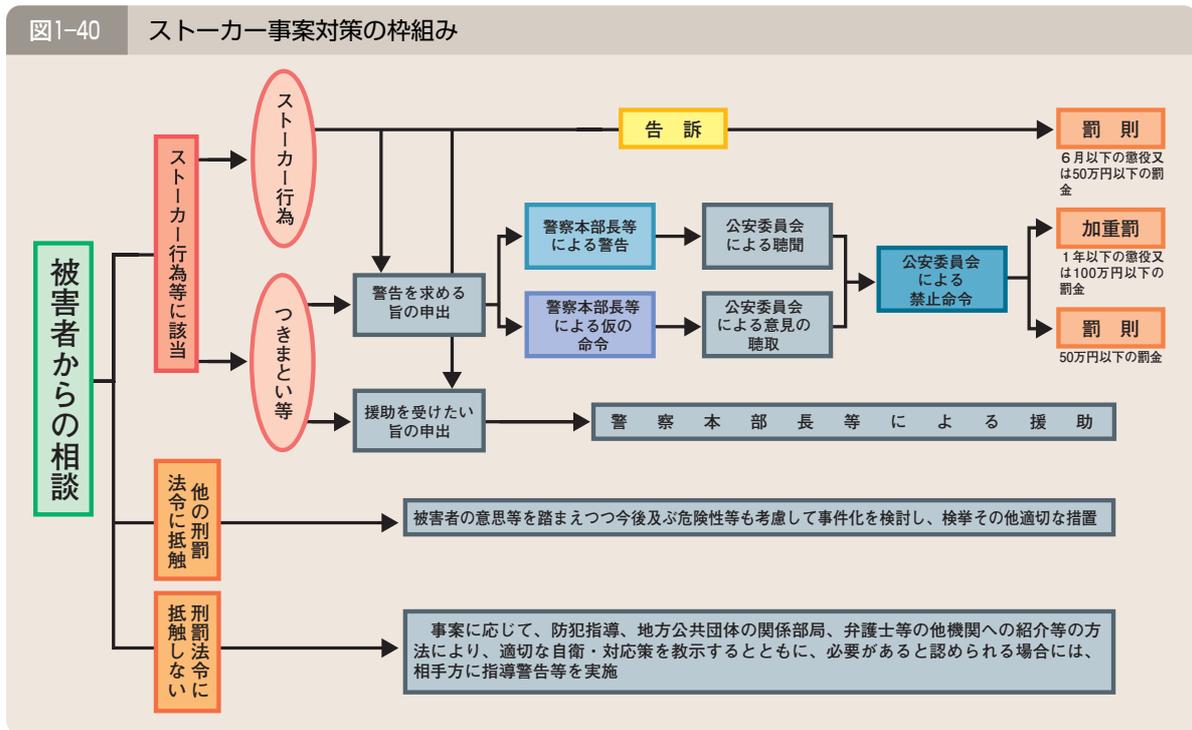


図1-41 ストーカー事案の認知件数の推移(平成18~22年)



注：ストーカー事案の認知件数は、ストーカー規制法に違反する事案のほか、刑罰法令に抵触しなくとも、執拗なつきまといや無言電話等による嫌がらせ行為を伴う事案を含む。

表1-14 ストーカー規制法の適用状況の推移(平成18~22年)

区分	年次					前年比増減
	18	19	20	21	22	
警告	1,375	1,384	1,335	1,376	1,344	△32 (△2.3%)
禁止命令等	19	17	26	33	41	8 (24.2%)
仮の命令	0	0	0	0	0	0 (-)
援助	1,631	2,141	2,260	2,303	2,470	167 (7.3%)
検挙(ストーカー行為罪)	178	240	243	261	220	△41 (△15.7%)
検挙(禁止命令等違反)	5	2	1	2	9	7 (350.0%)

(2) 配偶者からの暴力事案への対応

警察では、配偶者からの暴力事案に対して、被害者の意思等を踏まえて捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講じている。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)に基づき裁判所からの保護命令の通知を受けた警察では、速やかに被害者と連絡を取り、緊急時の迅速な通報等について教示するとともに、加害者に対しても、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行っている。

図1-42 配偶者からの暴力事案に関する警察と他機関との連携

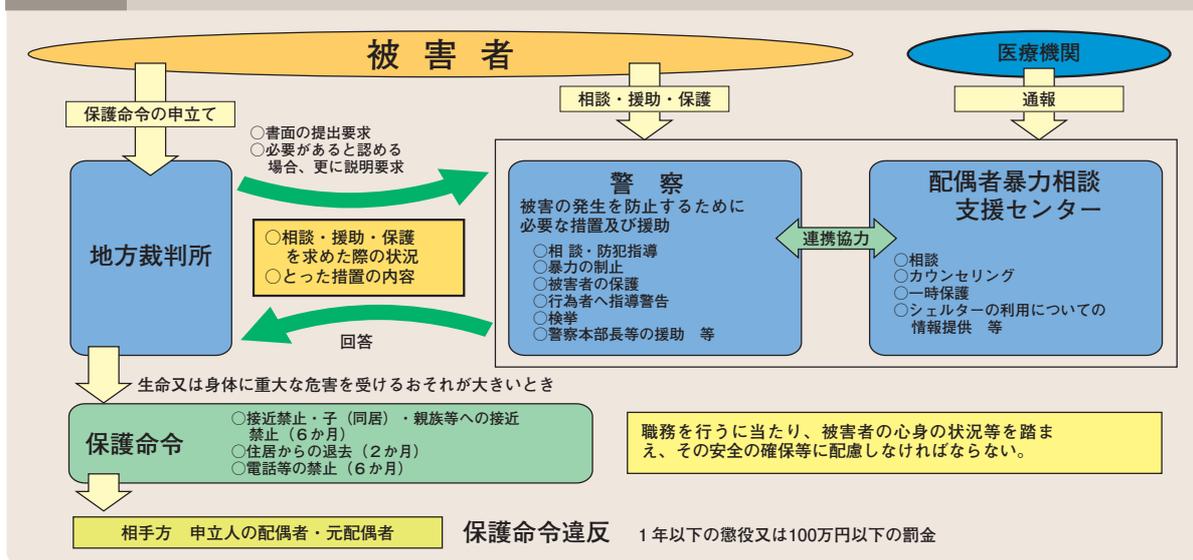
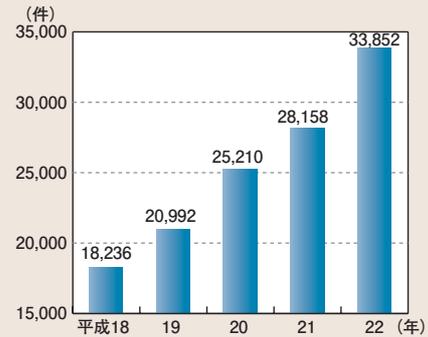


表1-15 配偶者暴力防止法に基づく対応状況の推移(平成18~22年)

区分	18	19	20	21	22	前年比増減
医療機関からの通報(件)	53	56	81	44	60	16 (36.4%)
警察本部長等の援助	4,260	5,208	7,225	8,730	9,748	1,018 (11.7%)
裁判所からの書面提出要求 ^(注1)	2,172	2,162	2,618	2,722	2,774	52 (1.9%)
裁判所からの保護命令通知 ^(注2)	2,247	2,239	2,534	2,429	2,428	△1 (△0.0%)
配偶者暴力相談支援センターへの通知 ^(注3)	-	-	935	921	872	△49 (△5.3%)
保護命令違反の検挙件数	53	85	76	92	86	△6 (△6.5%)

注1：警察が裁判所から申立人が相談した際の状況を記載した書面の提出を求められた件数
 注2：警察が裁判所からの保護命令の通知を受けた件数
 注3：当該規定は、20年1月11日から施行

図1-43 配偶者からの暴力事案の認知件数の推移(平成18~22年)



注：配偶者からの暴力事案の認知件数とは、配偶者からの暴力事案を、相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知した件数をいう。

(3) 痴漢防止に向けた調査・研究

警察庁では、有識者等から構成される研究会を設置し、電車内の痴漢事犯の実態を把握するための調査、電車内の防犯カメラの効果を検証するための実験を踏まえ、痴漢撲滅に向けた協議を重ねた。その結果を、平成23年3月、「電車内の痴漢撲滅に向けた関係機関との取組に関する報告書」として取りまとめ、関係機関・団体等と連携し痴漢撲滅対策に取り組むこととした。

3 警察安全相談の充実強化

警察では、国民から寄せられた相談に円滑に対応することができるよう、警視庁及び各道府県警察本部に警察総合相談室を、警察署に警察安全相談窓口を、それぞれ設置し、警察職員のほか経験豊富な元警察官等を非常勤の警察安全相談員として配置するなど、相談受理体制を整備している。

また、警視庁及び各道府県警察本部に警察相談専用電話を開設し、全国統一番号の「#（シャープ）9110」番^(注)に電話をかければ警察本部の警察総合相談室に自動的に接続されるようになっており、相談の利便を図っている。

寄せられた相談に対しては、刑罰法令に抵触する事案を検挙することはもとより、刑罰法令に抵触しない事案であっても必要に応じて防犯指導や相手方への指導警告を行うなどして犯罪等の被害の未然防止を図っている。また、警察以外の機関で取り扱うことが適切である相談については、適切な機関への円滑な引継ぎを行っている。

図1-44 相談取扱件数の推移(平成13～22年)

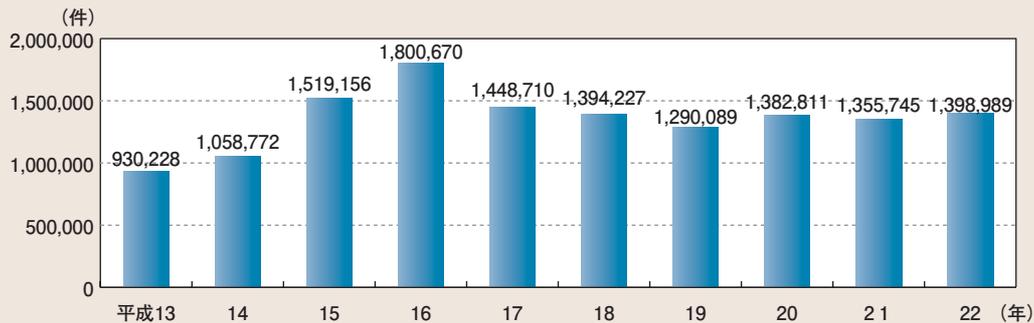
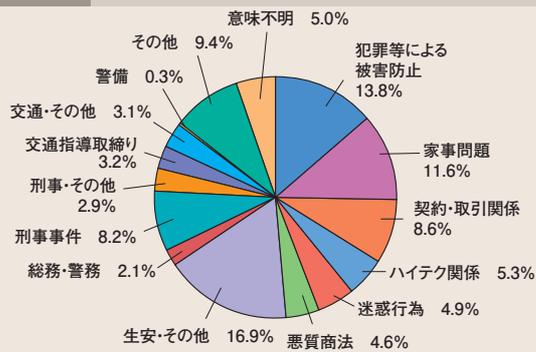


図1-45 相談内容の内訳(平成22年)



「#（シャープ）9110」の広報活動

注：携帯電話からも利用できる。なお、ダイヤル回線及び一部のIP電話では利用できないので、警察安全相談専用の一般加入電話番号を警察庁ウェブサイト等で広報している。

4 官民一体となった犯罪抑止対策

(1) 安全・安心なまちづくりの全国展開

① 犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の連携

近年、全国の地域住民の間で、取締りだけに頼るのではなく、自らの手で街の安全・安心を確保しようとする機運が高まっている。政府では、こうした地域の自主的な取組を支援し、官民連携した安全で安心なまちづくりを全国に展開するため、平成17年6月、犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の合同会議を開催し、「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」及び都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」を決定し、両者を調和させて推進していくこととした。

② 繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進

「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」及び都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」を踏まえ、警察では、それぞれの繁華街・歓楽街が健全で魅力あふれるものとして再生することを目指し、違法風俗店、客引き等に対する取締りを始め、暴力団等の犯罪組織によるみかじめ料徴収等の資金獲得活動に対して各種法令を駆使した取締りを強化しているほか、入国管理局、消防等の関係行政機関と連携した合同の取締り・立入調査や防犯ボランティア団体、商店街振興組合等と連携した街の環境浄化、暴力団排除活動等の取組を推進している。また、交通秩序を回復・向上させるため、道路管理者等と連携して、ボラードの設置等の車道狭隘化を進めるとともに、悪質性、危険性、迷惑性の高い違法駐車等に対する取締りを行っている。

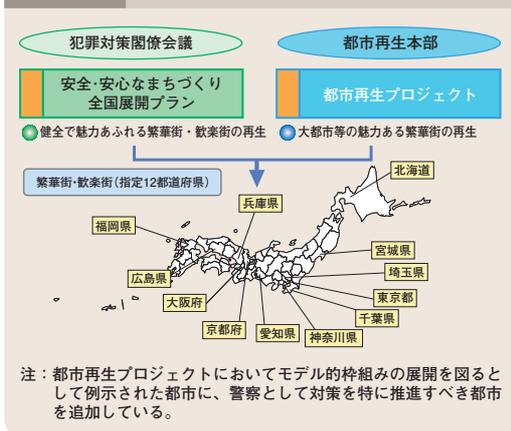
さらに、これらの取組と併せて、まちづくりに関する協議会等において、警察としての視点を生かしつつ、必要な情報を提供するとともに、健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街の再生に向けた施策が実現されるよう、積極的に働き掛けを行っている。

③ 安全・安心なまちづくりを推進する機運を高めるための取組

17年12月、犯罪対策閣僚会議において、安全・安心なまちづくりを推進する機運を全国的に波及・向上させ、国民の意識と理解を深めることを目的として、毎年10月11日を「安全・安心なまちづくりの日」とするとともに、顕著な功績又は功労のあった団体・個人を首相が表彰する制度を新設することが決定された。これに基づき、22年10月8日、首相官邸において、10団体に対し安全・安心なまちづくり関係功労者表彰が行われた。

また、「安全・安心なまちづくりの日」関連行事として、同月23日、優れた活動を行う防犯ボランティア団体が活動内容を発表する「防犯ボランティアフォーラム2010」(警察庁主催)が、同月27日には防犯まちづくりに積極的な取組を行っている地方公共団体が取組内容の発表・意見交換を行う「安全・安心なまちづくりワークショップ」((財)社会安全研究財団主催・警察庁後援)が、それぞれ開催された。

図1-46 繁華街・歓楽街の再生に向けた取組



安全・安心なまちづくり関係功労者表彰

(2)地域社会との連携

① 防犯ボランティア団体の活動

安全で安心なまちづくりの実現のためには、国民が防犯意識を高め、自主的な防犯活動を推進することが重要である。平成22年末現在、警察が把握している防犯ボランティア団体は全国で4万4,508団体^(注1)、その構成員数は約270万人であり、その多くは町内会、自治会等の地域住民による団体や子どもの保護者の団体に属している。

② 自主防犯活動に対する支援

警察では、防犯ボランティア団体に対し、必要な物品の貸与や犯罪情報の提供等の支援を行っている。また、防犯パトロール活動を行う自動車に青色回転灯を装備できる仕組みづくりを行い、22年末現在、全国で8,041団体、3万5,018台の青色回転灯装備車が活動を行っている。このほか、警察庁ウェブサイト上に「自主防犯ボランティア活動支援サイト」を立ち上げ、防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりを推進している。

③ 犯罪情報や地域安全情報の提供

警察では、地域住民が身近に感じる犯罪の発生を抑止し、犯罪被害に遭わない安全で安心なまちづくりを推進するため、地域住民に向けて、警察の保有する犯罪発生情報や防犯情報等を様々な手段・媒体を用いて提供している。

また、犯罪発生情報や防犯情報を適時適切に提供することで、自主防犯活動の促進に努めている。

図1-47 防犯ボランティア団体数の推移(平成18~22年)



図1-48 青色回転灯を装備した防犯パトロール車両の運用状況の推移(平成18~22年)



(3)犯罪防止に配慮した環境設計

① 公共施設や住宅の安全基準の策定等

警察庁では、犯罪防止に配慮した環境設計による安全・安心なまちづくりを推進するため、住宅の防犯性能の向上や防犯に配慮した公共施設等の整備等に関する安全基準を策定し、その普及に努めている。

② 共同住宅や駐車場の防犯性能の認定・登録制度

警察では、関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションや駐車場を防犯優良マンション、防犯モデル駐車場として登録又は認定する制度の普及を図っており、平成23年3月末現在、防犯優良マンション制度は21都道府県^(注2)で、防犯モデル駐車場制度は10都府県^(注3)で整備されている。

③ 街頭防犯カメラの設置促進

街頭防犯カメラは、被害の未然防止や犯罪発生時の的確な対応に極めて有効であり、例えば、23年1月に東京都で発生した殺人事件でも街頭防犯カメラの映像が被疑者の検挙に役立った。このため、警察による設置を拡充するとともに、民間事業者等による設置を促進している。なお、警察設置の街頭防犯カメラは、23年3月末現在、12都府県で540台である。



街頭防犯カメラ

注1：平均月1回以上の活動実績(単に意見交換や情報交換のみを行う会議を除く。)があり、かつ、構成員が5人以上の団体

2：北海道、埼玉、東京、千葉、神奈川、長野、静岡、福井、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、広島、山口、徳島、愛媛、大分及び沖縄

3：東京、千葉、福井、滋賀、京都、大阪、鳥取、広島、大分及び沖縄

コラム ⑥ 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

刑法犯の認知件数は、15年以降減少傾向にあるとはいえ、120万件前後で推移していた昭和40年代と比較すると依然として高い水準にあり、情勢は依然として厳しい(60頁参照)。また、国民が治安の改善を実感するに至っておらず、真の治安改善ははまだ道半ばにある。

さらに、かつて日本の良好な治安を支えてきた社会の高い規範意識や強い絆が、時代とともに希薄化しており、このまま放置すれば、治安の悪化を再び招くことが懸念される。

このような現状を踏まえ、22年以降、警察が社会の様々な主体を牽引し、

- 社会各分野に、市民への防犯に資する情報のタイムリーな提供や事件・事故が発生した場合の速やかな通報の受理を可能とするための防犯ネットワークを重層的に整備する
- 小さな犯罪も安易に見過ごさない、また、社会から孤立した人を支援するための幅広い取組を進め、社会の規範意識の向上や絆の強化を図る

ことを内容とした「犯罪の起きにくい社会づくり」を推進している。

(1) 「犯罪の起きにくい社会づくり官民合同会議」の開催

22年11月、関係機関・団体等と官民合同会議を開催し、今後、協働して犯罪の起きにくい社会づくりを推進する旨を宣言した。



犯罪の起きにくい社会づくり官民合同会議

(2) 「犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定」の締結

各都道府県における警察と業界団体との連携を後押しするため、警察庁と業界の中央団体(8団体(23年4月現在))との間で「犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定」を締結した。



犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定

(3) 社会を挙げた万引き防止対策の推進

“たかが万引き”といった風潮を一掃し、万引きを許さない社会気運の醸成や規範意識の向上を図るため、社会を挙げた万引き防止対策を推進している。警察庁では、この取組を全国的に展開するため、22年10月、関係機関・団体と「万引き防止官民合同会議」を開催するとともに、被害の届出に伴う被害者の負担軽減を図るため、万引きに係る捜査書類を簡素化した。

(4) 非行少年を生まない社会づくりの推進

問題を抱え非行に走る可能性がある少年に対して、警察から積極的に連絡し、社会奉仕活動への参加促進、就学・就労の支援等、少年の立ち直りに資する活動を行うとともに、少年が非行に走る要因、背景等について社会全体の理解を深め、少年を見守る社会気運の醸成を図っている。



立ち直り支援活動

(5) 若い世代の自主防犯ボランティア活動への参加促進

社会の絆を強化するため、意欲のある大学生等を募集し、防犯ボランティア団体の結成や活動を支援するなど、若い世代の自主防犯活動への参加促進を図っている。



若い世代の自主防犯ボランティア活動

5 良好な生活環境の保持

(1) 風俗営業等の状況

① 風俗営業の状況

警察では、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営適正化法」という。)に基づき、風俗営業等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業業者の自主的な健全化のための活動を支援し、業務の適正化を図っている。

② 性風俗関連特殊営業の状況

性風俗関連特殊営業の状況については、近年、無店舗型性風俗特殊営業や映像送信型性風俗特殊営業の届出数が増加している一方、店舗型性風俗特殊営業の届出数は減少傾向にある。

③ 深夜酒類提供飲食店営業の状況

深夜酒類提供飲食店の営業所数は、最近5年間ほぼ横ばいである。

表1-16 風俗営業の営業所数の推移(平成18~22年)

区分	年次				
	18	19	20	21	22
総数(軒)	111,528	109,135	106,864	104,920	102,207
第1号営業(キャバレー等)	4,505	4,080	3,668	3,379	3,128
第2号営業(料理店、カフェ等)	66,998	67,352	67,330	67,034	66,009
第3号営業(ナイトクラブ等)	558	541	512	486	467
第4号営業(ダンスホール等)	326	241	232	216	197
第5号及び第6号営業	13	13	11	39	7
第7号営業	30,037	28,256	26,974	26,104	25,262
まあじゃん屋	15,247	14,555	13,920	13,343	12,687
ばちこ屋等 ^(注)	14,674	13,585	12,937	12,652	12,479
その他	116	116	117	109	96
第8号営業(ゲームセンター等)	9,091	8,652	8,137	7,662	7,137

注：ばちこ屋及び回胴式遊技機等を設置して客に遊技させる営業

表1-17 性風俗関連特殊営業の届出数の推移(平成18~22年)

区分	年次				
	18	19	20	21	22
総数(軒)	17,492	19,990	22,021	23,727	25,102
店舗型性風俗特殊営業	6,790	6,684	6,570	6,420	6,208
第1号営業(ソープランド等)	1,248	1,250	1,249	1,239	1,238
第2号営業(店舗型ファッションヘルス等)	823	875	862	847	836
第3号営業(ストリップ劇場等)	192	180	162	157	139
第4号営業(ラブホテル等)	4,167	4,031	3,944	3,837	3,692
第5号営業(アダルトショップ等)	360	348	353	340	303
無店舗型性風俗特殊営業	9,610	12,071	14,035	15,682	16,983
第1号営業(派遣型ファッションヘルス等)	8,936	11,236	13,093	14,648	15,889
第2号営業(アダルトビデオ等通信販売)	674	835	942	1,034	1,094
映像送信型性風俗特殊営業	626	811	1,026	1,240	1,554
店舗型電話異性紹介営業	299	245	209	195	174
無店舗型電話異性紹介営業	167	179	181	190	183

表1-18 深夜酒類提供飲食店の営業所数の推移(平成18~22年)

区分	年次	18	19	20	21	22
総数(軒)		269,335	269,348	270,916	272,068	272,049

(2) 売春事犯及び風俗関係事犯の現状

① 売春事犯

平成22年中の売春事犯の総検挙人員に占める暴力団構成員及び準構成員の割合は16.8%(122人)と、依然として売春事犯が暴力団の資金源になっていることがうかがわれる。

最近では、携帯電話の出会い系サイトを利用する事犯のほか、女性に債務を負わせて売春を強要したり、派遣型ファッションヘルスを仮装したりするなどの悪質な事犯もみられる。

表1-19 売春防止法違反の検挙状況の推移(平成18年~22年)

区分	年次	18		19		20		21		22	
		件数(件)	人員(人)								
総数		1,863	928	1,867	775	1,842	662	1,562	747	1,386	727
街娯型	勧誘等	281	285	247	243	259	256	282	284	248	243
	場所提供	166	202	171	230	130	157	128	180	128	185
管理型	管理売春	10	13	8	14	7	18	6	7	3	4
	資金提供	8	8	3	3	4	4	4	4	7	7
派遣型	周旋	790	359	658	244	781	187	531	224	669	246
	契約	594	55	766	32	659	39	606	43	323	35
その他		14	6	14	9	2	1	5	5	8	7

② 風俗関係事犯

22年中の風営適正化法による検挙状況についてみると、前年に比べ、年少者使用及び構造設備・遊技機無承認変更の検挙件数が特に減少している。

わいせつ事犯の検挙状況についてみると、検挙件数は、最近3年間は連続して増加している。また、近年、コンピュータ・ネットワークを利用してわいせつな画像情報が記録されたDVD等を販売する事犯が多くみられる。

表1-20 風営適正化法違反の検挙状況の推移(平成18～22年)

区分	年次 件数、人員	18		19		20		21		22	
		件数 (件)	人員 (人)								
総数		3,314	4,587	3,340	4,342	3,249	3,956	2,839	3,577	2,876	3,522
禁止区域等営業		646	1,263	569	1,102	532	1,074	503	1,044	502	984
年少者使用		536	730	512	713	439	598	352	486	296	416
客引き		692	1,035	649	1,020	537	815	515	769	585	844
無許可営業		560	609	622	757	656	836	577	725	580	753
構造設備・遊技機無承認変更		119	206	69	107	49	68	55	68	34	41
20歳未満の客への酒類提供		94	202	109	229	101	200	63	135	66	128
その他		667	542	810	414	935	365	774	350	813	356

表1-21 わいせつ事犯の検挙状況の推移(平成18～22年)

区分	年次 件数、人員	18		19		20		21		22	
		件数 (件)	人員 (人)								
総数		2,769	2,628	2,505	2,510	2,569	2,470	2,578	2,446	2,736	2,532
公然わいせつ		1,999	1,715	1,718	1,618	1,782	1,613	1,810	1,626	1,953	1,727
わいせつ物頒布等		770	913	787	892	787	857	768	820	783	805

事例

Case

エステ10店舗の各経営者(33)らは、22年9月、法令により店舗型性風俗特殊営業を営むことが禁止されている地域において、当該営業を営むなどしていた。同月、当該10店舗の各経営者ら22人を風営適正化法違反(禁止地域営業、同幫助)で逮捕した(神奈川)。

コラム

⑦類似ラブホテル及び出会い系喫茶営業の規制

風営適正化法上の規制が及んでいなかったいわゆる類似ラブホテルや出会い系喫茶営業については、住宅地域や学校の直近での営業、店舗周辺での派手な広告宣伝の氾濫等、清浄な風俗環境を害している実態がみられ、また児童買春等の温床となるなど、善良の風俗や少年の健全育成への悪影響が問題となっていた。これらの問題に対処するため、22年7月、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令が改正され、風営適正化法上のラブホテル等営業に該当する営業の範囲が拡大されるとともに、出会い系喫茶営業が新たに店舗型性風俗特殊営業として規制されることとなった。23年1月、これらの規定は施行された。

(3)人身取引事犯に対する取組

① 人身取引事犯の検挙状況等

近年、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護が国際的な課題となっており、警察では、平成21年に策定された「人身取引対策行動計画2009」に沿って引き続き、入国管理局等の関係機関と連携し、悪質な経営者、仲介業者等の取締りを強化し、被害者の早期保護及び国内外の人身取引の実態解明を図っている。また、関係国の在日大使館、被害者を支援する民間団体等と緊密な情報交換を行っている。

22年中の人身取引事犯の検挙人員は24人で、その内訳は、経営者が6人、仲介業者が3人であった。また、警察で保護した人身取引事犯の被害者は37人で、その国籍は、フィリピン(24人)、日本(12人)が多数を占めた。被害者の保護時の在留資格は、「日本人配偶者」(13人)、「定住者」(6人)が半数を占めた。

事例

Case

飲食店経営者(45)らは、フィリピン人女性を偽装結婚させ、ホステスとして働かせていた。22年3月、同女性が保護を求めてきたことから、同女性を人身取引被害者と認めて保護措置をとった後、経営者ら3人を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で逮捕するとともに、同経営者が同様に働かせていたフィリピン人女性5人を保護した(岐阜)。

② 匿名通報ダイヤルの運用

19年10月1日から、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、警察庁から委託を受けた民間団体が少年の福祉に係る一定の犯罪^(注1)や児童虐待、人身取引事犯や人身取引事犯のおそれがある犯罪^(注2)に関する通報を国民から電話又はインターネットにより匿名で受け付け、事件検挙への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」を運用している。22年末現在、通報件数は3,110件であり、このうち17件が事件解決等に結びついた。

(4)銃砲刀剣類の適正管理と危険物対策

① 銃砲規制の厳格化と刃物規制の強化

平成22年末現在、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「銃刀法」という。)に基づき、都道府県公安委員会の所持許可を受けている猟銃及び空気銃の数は26万6,649丁で、13万1,766人が許可を受けている。警察では、所持許可の審査と行政処分を的確に行って不適格者の排除に努めており、22年中、申請を不許可等とした件数は26件、所持許可を取り消した件数は112件であった。

また、猟銃等の事故及び盗難を防止するため、毎年一斉検査を行うとともに、講習会等を通じて適正な取扱いや保管管理の徹底について指導を行っている。

他方、19年12月に長崎県佐世保市で発生した散弾銃使用殺傷事件及び20年6月に東京都千代田区で発生したダガーナイフ使用による無差別殺傷事件等を受け、20年12月、銃砲規制の厳格化と刃物規制の強化を内容とする銃刀法の一部を改正する法律が公布され、所持の禁止の対象となる剣の範囲の拡大、銃砲刀剣類の所持者に対する監督の強化及び銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化等に係る規定が21年12月までに施行された。

② 危険物対策

火薬類、特定病原体等、放射性物質等の危険物の運搬に当たっては、火薬類取締法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の規定に基づき、都道府県公安委員会にその旨を届け出ることとされている。

警察では、これらの危険物が安全に運搬されるよう、関係事業者に対して事前指導や指示等を行うとともに、これらの危険物の取扱場所への立入検査等により、その盗難、不正流出等の防止に努めている。

表1-22 運搬届出・立入検査の状況(平成22年)

区 分	運搬届出受理件数(件)	立入検査の件数(件)
火薬類関係	38,113	16,090
特定病原体等関係	42	60
放射性同位元素等関係	1,196	6
核燃料物質関係	608	20

注1：福祉犯のうち、未成年者喫煙防止法、未成年者飲酒禁止法に規定する罪等一部の罪を除き、刑法の強制わいせつ罪(少年が被害者になるものに限る。)、未成年者略取、誘拐罪等を含めたもの

2：風営適正化法、売春防止法及び出入国管理及び難民認定法に規定する罪のうち一定のもの

6 生活安全産業の育成と活用

(1) 警備業の育成

警備業は、施設警備、雑踏警備、交通誘導警備、現金輸送警備、ボディガード等の種々の形態を有しており、ホームセキュリティ等の機械警備の需要も拡大するなど、国民生活に幅広く生活安全サービスを提供している。また、空港や原子力発電所のようなテロの標的とされやすい施設での警備も行っている。

警察では、こうした警備業が果たす役割に鑑み、警備業法に基づき、警備業者に対する指導監督等を行い、警備業務の実施の適正と警備業の健全な育成を図っている。

図1-49 警備業者・警備員の推移(平成13~22年)



(2) 古物商・質屋を通じた盗品等の流通防止と被害回復

古物商や質屋では、その営業に係る古物や質物として盗品等を扱うおそれがあることから、古物営業法及び質屋営業法では、事業者に対し、これらの営業に係る業務について必要な規制等を定め、窃盗その他の犯罪の防止を図っている。

また、警察では、これらの法律に基づく品触れ^(注1)、差止め^(注2)等により、その被害の迅速な回復に努めている。

(3) 防犯設備関連業界との連携

警察では、より良質な防犯設備が供給されるよう、最新の犯罪情勢や手口の分析結果等を事業者に提供するなどして、防犯設備の開発を支援している。

また、公益社団法人日本防犯設備協会が認定している防犯設備士等^(注3)は、防犯設備の設計、施工、維持管理に関する知識・技能を有する専門家として活躍している。警察では、同協会に対し、都道府県ごとに防犯設備士等の地域活動拠点を設立するよう働き掛けている。

表1-23 防犯設備士等の地域活動拠点

1	北海道防犯設備士協会	19	愛知県セルフガード協会
2	青森県防犯設備協会	20	NPO法人 三重県防犯設備協会
3	岩手県防犯設備協会	21	滋賀県防犯設備士協会
4	宮城県防犯設備士協会	22	NPO法人 京都府防犯設備士協会
5	山形県防犯設備協会	23	奈良県防犯設備士協会
6	福島県防犯設備協会	24	NPO法人 大阪府防犯設備士協会
7	栃木県防犯設備協会	25	NPO法人 兵庫県防犯設備協会
8	一般社団法人 群馬県防犯設備協会	26	和歌山県防犯設備協会
9	一般社団法人 埼玉県防犯設備士協会	27	岡山県防犯設備業防犯協力会
10	一般社団法人 千葉県防犯設備士協会	28	NPO法人 広島県生活安全防犯協会
11	NPO法人 東京都セキュリティ促進協力会	29	山口県防犯設備士協会
12	NPO法人 神奈川県防犯設備士協会	30	香川県防犯設備業防犯協力会
13	NPO法人 山梨県防犯設備士協会	31	一般社団法人 徳島県防犯設備協会
14	静岡県防犯設備士生活安全協議会	32	NPO法人 福岡県防犯設備士協会
15	富山県防犯設備協会	33	大分県防犯設備士協会
16	石川県防犯設備促進協力会	34	NPO法人 宮崎県防犯設備士協会
17	NPO法人 福井県防犯設備協会	35	鹿児島県防犯設備協会
18	岐阜県防犯設備協会		

公益社団法人日本防犯設備協会資料による(平成23年4月1日現在)。

(4) 探偵業に係る業務の運営の適正化

平成19年6月、探偵業の業務の運営の適正を図り、個人の権利利益の保護に資することを目的として、探偵業の業務の適正化に関する法律が施行された。警察では、探偵業者の業務実態を把握するとともに、違法行為に対しては厳正に対処し、探偵業務の運営の適正化を図っている。

注1：警察本部長等が、盗品等の発見のために必要があると認めたときに、古物商又は古物市場主に対して被害品を通知し、その有無の確認及び届出を求めるもの

注2：警察本部長等が、盗品等の疑いのある古物について、古物商に対して行う一定期間の保管命令

注3：防犯設備士(平成23年4月1日現在約2万1,400人)、総合防犯設備士(同約310人)

第4節

少年の非行防止と健全育成

1 少年非行の概況

(1) 少年非行情勢

平成22年中の刑法犯少年の検挙人員は、7年連続の減少となった。しかし、同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員は11.8人で成人の5.1倍となっており、引き続き高い水準にある。

22年中の触法少年の補導人員は、前年より減少した。不良行為少年の補導人員は前年より減少したものの、14年以降100万人を超える状態が続いている。

- ・22年中の刑法犯少年の検挙人員…8万5,846人(前年比4,436人(4.9%)減少)
- ・22年中の刑法犯総検挙人員に占める少年の割合…26.6%(前年比0.5ポイント減少)
- ・22年中の同年齢層の人口1,000人当たりの刑法犯少年の検挙人員…11.8人(前年比0.6人減少)

図1-50 刑法犯少年の検挙人員・人口比の推移(昭和24～平成22年)

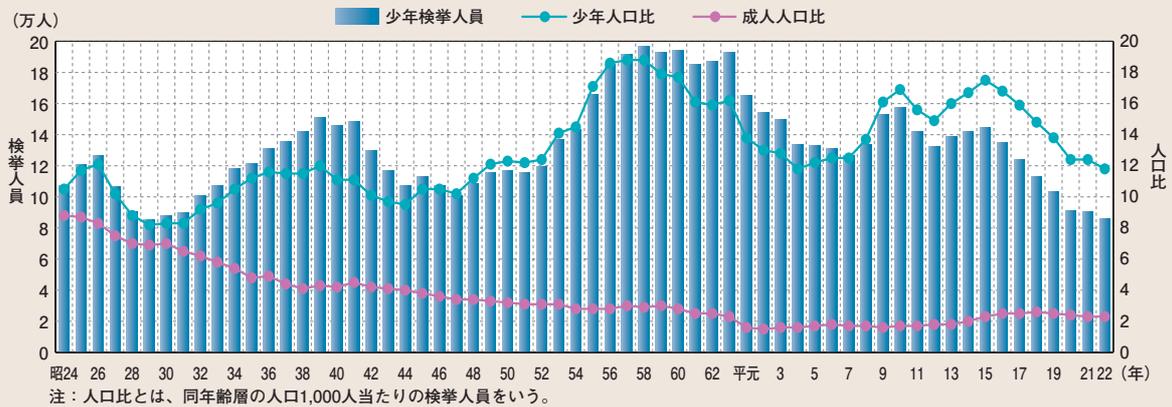


表1-24 触法少年(刑法)の補導人員の推移(平成13～22年)

区分	年次	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
補導人員(人)		20,067	20,477	21,539	20,191	20,519	18,787	17,904	17,568	18,029	17,727
凶悪犯		165	144	212	219	202	225	171	110	143	103
粗暴犯		1,696	1,613	1,467	1,301	1,624	1,467	1,425	1,347	1,336	1,497
窃盗犯		14,128	14,257	14,448	13,710	13,336	11,945	11,193	11,356	12,026	12,077
知能犯		37	31	39	46	57	63	55	65	68	60
風俗犯		110	131	132	116	116	117	138	137	166	175
その他の刑法犯		3,931	4,301	5,241	4,799	5,184	4,970	4,922	4,553	4,290	3,815

表1-25 不良行為少年の補導人員の推移(平成13～22年)

区分	年次	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
補導人員(人)		971,881	1,122,233	1,298,568	1,419,085	1,367,351	1,427,928	1,551,726	1,361,769	1,013,840	1,011,964
深夜はいかい		370,523	475,594	577,082	669,214	671,175	719,732	795,430	732,838	554,078	549,798
喫煙		437,988	480,598	542,214	575,749	545,601	557,079	602,763	497,658	364,956	363,658
その他		163,370	166,041	179,272	174,122	150,575	151,117	153,533	131,273	94,806	98,508

(2)平成22年中の少年非行の主な特徴

① 刑法犯少年

平成22年中に検挙した少年の包括罪種別検挙人員は表1-26のとおりであり、粗暴犯及び風俗犯が前年より増加した。また、社会の耳目を集めるような、少年による重大な事件が続発した。

表1-26 刑法犯少年の包括罪種別検挙人員の推移(平成13~22年)

区分	年次	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
総数(人)		138,654	141,775	144,404	134,847	123,715	112,817	103,224	90,966	90,282	85,846
凶悪犯		2,127	1,986	2,212	1,584	1,441	1,170	1,042	956	949	783
粗暴犯		18,416	15,954	14,356	11,439	10,458	9,817	9,248	8,645	7,653	7,729
窃盗犯		81,260	83,300	81,512	76,637	71,147	62,637	58,150	52,557	54,784	52,435
知能犯		526	632	784	1,240	1,160	1,294	1,142	1,135	1,144	978
風俗犯		410	347	425	344	383	346	341	389	399	437
その他の刑法犯		35,915	39,556	45,115	43,603	39,126	37,553	33,301	27,284	25,353	23,484

事例 ① Case

有職少年(18)らは、22年2月、同有職少年の元交際相手の女性を殺害しようとして、同女性の友人女性及び実姉の腹部等を刃物で突き刺して殺害し、さらに、同女性の友人男性の胸部を突き刺して殺害しようとした。同月、当該少年らを未成年者略取罪等で逮捕し、同年3月、殺人罪等で再逮捕した(宮城)。

事例 ② Case

女子高校生(15)は、22年6月、在学する高等学校の教室において、同級生(15)の腹部を刃物で突き刺して殺害しようとした。同月、当該少年を殺人未遂罪で逮捕した(神奈川)。

事例 ③ Case

女子中学生2名(15)らは、22年7月、それぞれの家族を殺害しようとして、同中学生の自宅に放火して住居を半焼させた上、就寝中の父親及び妹に火傷の怪我を負わせ、母親を焼死させた。同月、当該少年らを殺人未遂罪等で逮捕し、殺人罪等で送致した(兵庫)。

② 再犯者

22年中の刑法犯少年の再犯者数は7年連続で減少したが、刑法犯少年全体に占める割合は増加傾向にあり、22年は31.5%に及んでいる。また、再犯者の人口比^(注)は3.7と、成人の再犯者の人口比(1.06)の3.5倍となっている。

図1-51 刑法犯少年の再犯者数及び再犯者の人口比の推移(平成13~22年)



注：同年齢層の人口1,000人当たりの再犯者数

2 総合的な少年非行防止対策

(1) 非行少年を生まない社会づくり

警察では、全都道府県警察に少年サポートセンターを設置^(注)し、少年補導職員を中心に、総合的な非行防止対策を行っている。平成22年からは、警察署の少年部門とともに、少年の規範意識の向上及び社会との絆の強化を図る観点から、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動や少年を見守る社会気運の醸成等、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでいる。

① 継続補導、立ち直り支援活動

少年相談や街頭補導活動を通じて関わった少年に対し、本人や保護者等の申出に応じて、面接・家庭訪問により指導、助言したり、社会奉仕活動等への参加を促すことなどによる立ち直り支援活動を行っているほか、いじめや性犯罪の被害を受けた少年に対しては、継続的に悩みを聞いたり、カウンセリングを行ったりしている。

22年からは、これらに加え、かつて取扱いのあった少年及びその保護者に積極的に連絡をとり手を差し伸べ、周囲の環境や自身に問題を抱え、再び非行に走りかねない少年の立ち直りを支援する活動を推進している。

② 少年相談活動

少年や保護者等からの悩みや困りごとの相談に応じ、心理学や教育学の専門知識を有する職員や少年非行の取扱経験の豊富な職員が、親身に指導・助言を行っている。また、気軽に相談できるよう、フリーダイヤルの電話や電子メールでも相談に応じている。

③ 街頭補導活動

少年の集まる繁華街、学校周辺、通学路、公園等において、学校その他関係機関やボランティア等地域住民と共同で喫煙や深夜はいかいなどを行っている少年に指導注意を行う街頭補導活動を実施している。

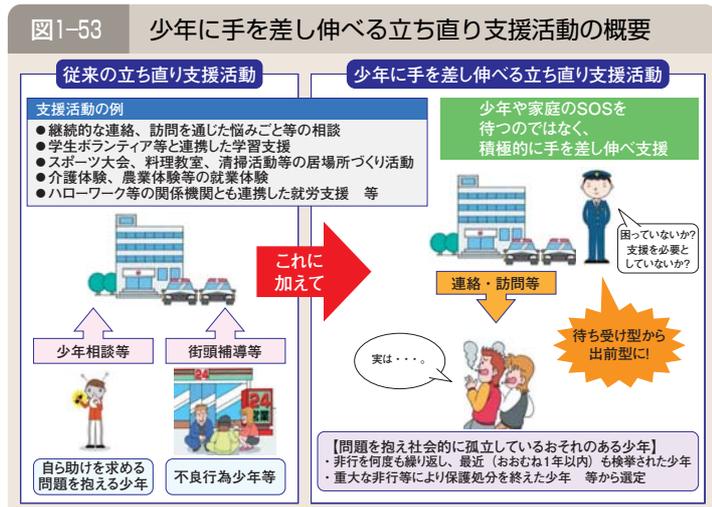
④ 広報啓発活動

学校で非行防止教室、薬物乱用防止教室等を実施するとともに、地域住民や少年の保護者が参加する非行少年問題に関する座談会を開催するなどして、地域の少年非行の情勢や非行要因、犯罪被害の実態等について情報発信し、少年警察活動等についての理解を促している。

図1-52 少年サポートセンター



図1-53 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の概要



注：平成23年4月1日現在、全国に197か所（うち警察施設以外68か所）の少年サポートセンターが設置されている。

(2) 学校その他関係機関との連携確保

① 少年サポートチーム

個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から成る少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助言を行っている。また、少年サポートチームの効果的な運用を図るため、警察庁と文部科学省が合同で、都道府県警察や関係機関・団体の実務担当者等による協議会を実施している。

② 学校と警察との連携

教育委員会等と警察との間で締結した協定等に基づき、非行少年等問題を有する児童・生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する学校・警察連絡制度が、全都道府県で運用されている。また、警察署の管轄区域や市区町村の区域を単位に、全都道府県で約2,300の学校警察連絡協議会が設けられている。

③ スクールサポーター

退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣している。スクールサポーターは「警察と学校との橋渡し役」として、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っている。平成23年4月1日現在、42都道府県に約600人が配置されている。

事例

Case

家庭や学校で問題行動を繰り返していた少年に対し、少年の運動能力を見込んだスクールサポーターが少年に陸上競技を勧め、早朝や放課後に熱意ある指導を続けた結果、少年は県の競技大会で優勝するとともに、礼儀正しさが身につく、学習にも落ち着いて取り組むようになるなど家庭や学校での生活も改善された(沖縄)。

(3) 少年警察ボランティアとの連携

警察では、平成23年4月1日現在、全国で少年補導員^(注1)約5万4,000人、少年警察協助員^(注2)約300人、少年指導委員^(注3)約6,400人等のボランティアを委嘱しており、協力して街頭補導活動、立ち直り支援活動その他少年の健全育成のための活動を推進している。また、大学生を中心とした少年警察学生ボランティアは約1,100人が活動しており^(注4)、少年と年齢が近くその心情や行動を理解しやすいなどの特性を生かし、学習支援活動や少年の居場所づくり活動等にも取り組んでいる。



少年警察学生ボランティアによる学習支援活動

(4) 少年事件対策

警察では、少年事件特別捜査隊等を編成し捜査員を集中投入するなどして、凶悪・粗暴な少年事件の迅速かつ確かな捜査・調査を推進している。また、警視庁及び道府県警察本部に置いた少年事件指導官が警察署等への指導を行うことなどにより、少年の特性や少年審判の特質を踏まえた厳正かつ確かな少年事件捜査・調査に努めている。

注1：街頭補導活動、環境浄化活動を始めとする幅広い非行防止活動に従事している。

注2：非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導相談に従事している。

注3：風営適正化法に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動に従事している。

注4：平成23年5月現在の数である。

警察活動の最前線



徳島県警察
うずしおくん

進化する鑑識を目指して

徳島県警察本部刑事部鑑識課機動鑑識隊

さ が やま か つ ひ こ
嵯峨山 勝彦 巡査部長

憧れの鑑識専務員となって15年目を迎え、今まで数々の犯罪に立ち向かってきました。犯人を検挙して被害者の笑顔に接したこともある反面、その期待に応えられず、悔しい思いをしたこともありました。

日々発生する犯罪の現場は異なっており、現場での鑑識活動は失敗の許されない一発勝負。新たな手法で何度挑戦しても、思うように資料が採取できないこともあります。

ある現場で、塗料が劣化し粉を吹いたような場所に付いた足跡が、肉眼では確認できるのに上手く採取することができず、歯がゆい思いをしたことがありました。そこで、何とかこのような足跡を採取したいとの思いから、これまでの足跡採取シートに改良を加えながら様々な実験を経て「アクリルシートブラック」を開発しました。このシートは、現在、多くの都道府県警察で使用されるなど足跡採取方法の拡大に寄与しています。

私はこの経験から、新しい発想は、目の前にある障害をいかにして克服するかという“進化”する気持ちがなければ生まれてこないことを学びました。今、こうしている瞬間にも新しい鑑識技術が生まれていると思いますが、私自身、機動鑑識隊員として、これからも進化を続けていこうと思っています。



福島県警察
福ぼうしくん 福ぼうしさん

安全安心な街が誕生するまで

福島県警察二本松警察署地域課安達駐在所

かんの ゆきお
菅野 之男 警部補

私は、警察人生38年間のうち6か所25年が駐在所勤務であります。

この間、地域の安全・安心を実現するため、いろいろなアイデアを出し活動に取り組んできました。事件事故防止を呼び掛ける「地区安全歌」の制作、電動イス利用者による交通安全走行大会の開催、豪雪地帯での「ほのぼのふれあい作戦」と名付けた独居高齢者宅の雪下ろしの活動、青色回転灯をつけた「青パト推進隊」や「地域安全もうひとつふんばり推進隊」の結成等、地域住民と共に活動してきました。昔勤務していた駐在所からは、今では地域住民が「自分たちの街は自分たちで守ろう」という意識で、自主的に継続して活動をしているという便りも届いています。

現在勤務している二本松警察署安達駐在所のある地域では、大型スーパー等の進出により万引きの発生が増加していることから、「二本松万引き防止腕章隊」を結成し、隊員と共に定期的に大型スーパー等をパトロールし、万引き防止活動を実施した結果、万引きの発生が減少してきました。

今後も、地域の人達と連携し、一体となって活動を継続することにより、安全安心な街が誕生するまで、人を愛し、地域を愛し、仕事を愛し、妻と二人三脚で頑張っていきたいと思っています。



〈現況〉

3月11日の東日本大震災発生以後は福島第一原発から10キロメートル圏内の被災地において、行方不明者搜索活動に従事しております。県民の安全・安心を確保するため頑張っております。